

沖縄市国土強靱化地域計画

令和7年3月

沖縄市防災課

目次

第1部 強靱化の理念	1
第1章 強靱化の基本的な考え方	1
1. 計画策定の趣旨・位置付け	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	4
4. 対象想定災害	4
(1) 台風	4
(2) 地すべり	4
(3) 河川のはん濫	5
(4) 高潮	6
(5) 土砂災害	6
(6) 地震及び津波	8
5. 沖縄市の強靱化の意義	21
(1) 事前の取組で被害を縮小	21
(2) 施策（事業）のスムーズな進捗	21
(3) 地域の持続的な成長	21
6. SDGs への貢献	22
(1) SDGs（持続可能な開発目標）とは	22
(2) 本計画と SDGs の関連	22
第2章 地域強靱化の目標	23
1. 基本目標	23
2. 事前に備えるべき目標	23
第2部 脆弱性評価 強靱化関連施策	24
第1章 脆弱性評価の考え方	24
1. 脆弱性評価とは	24
2. 評価の前提となる事項	24
(1) 施策分野の設定	24
(2) 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定	24
3. 脆弱性評価結果	24
第2章 強靱化関連施策の推進方針	27
1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	27
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	37
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	49

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する.....	51
5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	54
6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	58
7. 制御不能な二次災害を発生させない.....	62
8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	65

附属資料

別表1 リスクシナリオ別脆弱性評価結果

別表2 施策のマトリックス（リスクシナリオ×施策分野の施策数）

別表3 KPI 一覧（重要業績指標）

別表4 個別の事業一覧

第 1 部 強靱化の理念

第1章 強靱化の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨・位置付け

東日本大震災は、未曾有の大災害となり、我が国のこれまでの防災・減災対策のあり方が問われることとなった。その中で、従来の防災・減災の枠を超え、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応により大規模自然災害への備えを進める視点として、強く打ち出された理念が、「国土強靱化」であり、広く普及しつつある。

強靱性とは「強くてしなやか」という意味であり、「レジリエンス」とも訳されている。国土強靱化（ナショナルレジリエンス）とは国土や経済、地域社会が災害などにあっても致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことを目指すものである。

国においては、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成 25 年法律第 95 号。以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」（平成 26 年 6 月 3 日閣議決定。以下「基本計画」という。）が策定されるなど、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を進めていくための枠組みが整備されてきた。その後、平成 30 年 12 月に、「基本計画」の策定から約 5 年が経過したこと、平成 28 年の熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ、「基本計画」の見直しを行った。

基本法第 13 条では、都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を定めることができると規定され、国は基本計画において、国土強靱化に向けた取組を地方公共団体や民間と連携して、総合的に推進することとしている。これを受けて、沖縄県も平成 31 年 3 月に「沖縄県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を策定している。

本市はこれまで「沖縄市地域防災計画」などにに基づき、防災・減災に向けた施策を推進してきた。これらのより一層の推進と本市の強靱化に向けて、これまで取り組んできた施策を強靱化の観点から見直すとともに、今後取り組むべき施策を取りまとめるため、基本法第 13 条に基づき「沖縄市国土強靱化地域計画」（以下、「本計画」という。）を策定する。

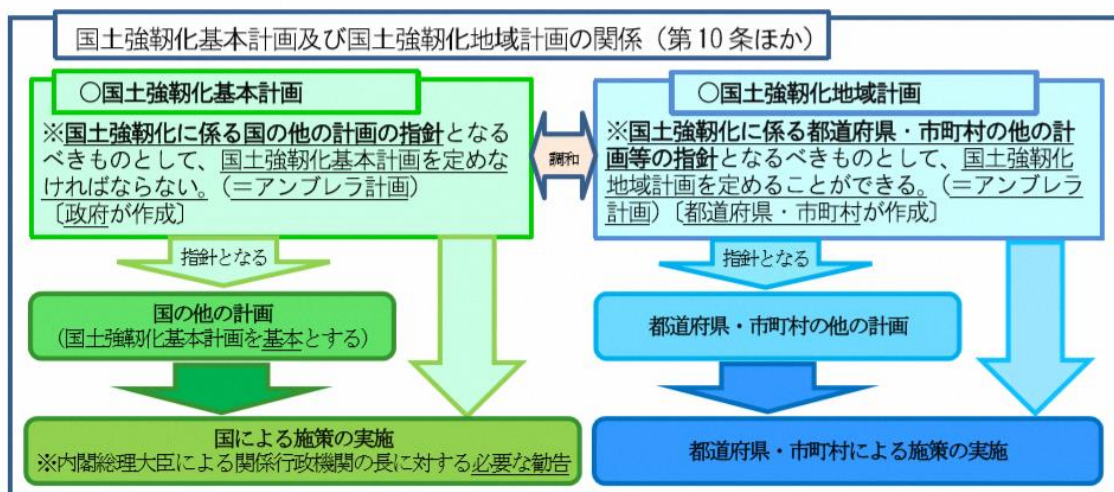
2. 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものとする。

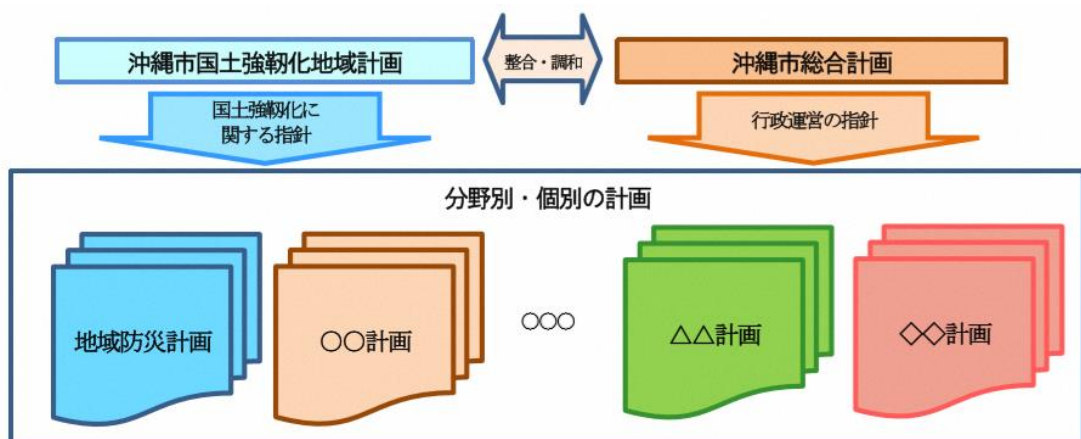
県地域計画が、本市を包含する沖縄県全域に係る計画であることを踏まえ、同計画との調和を保つものとする。

また本計画は、「沖縄市総合計画」と整合・調和を図りながら、強靱化の観点について本市における様々な分野の計画の指針となるものである。

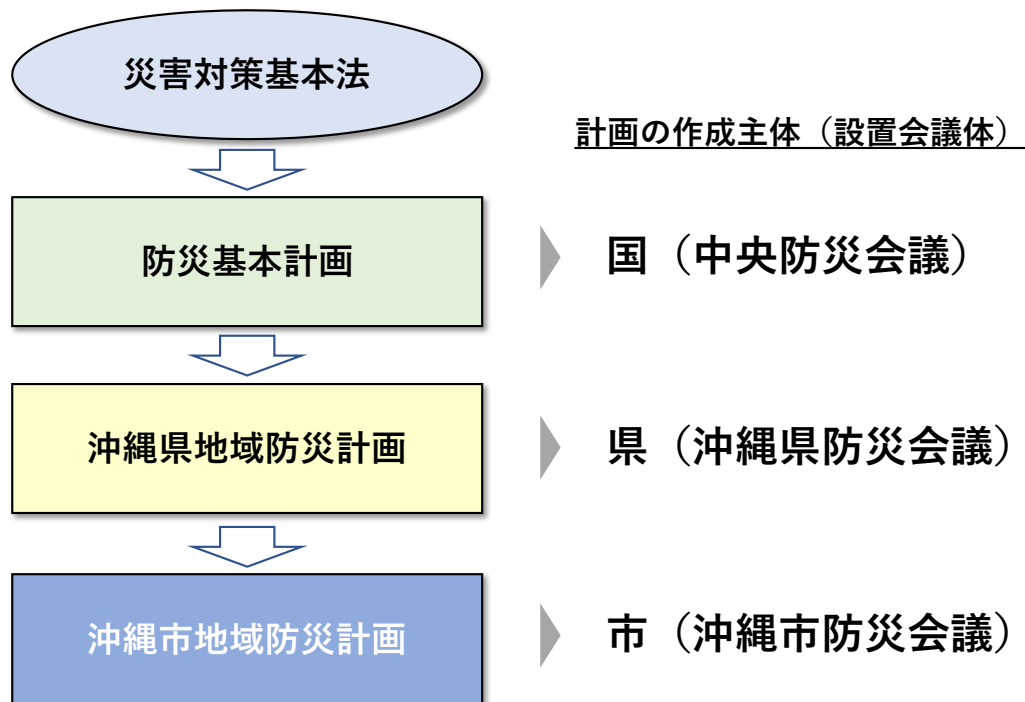
〔参考〕 国土強靱化に関する計画の体系



〔参考〕 他の計画との関係



〔参考〕地域防災計画の位置づけ



3. 計画期間

本市の国土強靱化地域計画において、具体的な計画期間は定めない。

ただし、進捗状況の把握、今後の社会経済情勢の変化への対応、国の基本計画が概ね5年ごとに見直されること、総合計画の計画と調和を図る必要があること等を考慮し、必要に応じて見直しを図るものとする。

4. 対象想定災害

災害の想定にあたっては、沖縄市地域防災計画（令和2年3月修正）第1編第1章第4節「災害の想定」によるものし、以下のとおり整理する。

(1) 台風

ア 昭和32年台風第14号フェイ

襲来年月日：昭和32年9月25日、26日

最大風速 47.0m/s（那覇）

最大瞬間風速 61.4m/s（那覇）

降水量 70.7mm（那覇、25～26日）

死傷者・行方不明者 193名（うち死者及び行方不明者 131名）

住宅全半壊 16,091戸

イ 第2宮古島台風（昭和41年台風第18号コラ）

襲来年月日：昭和41年9月5日

最大風速 60.8m/s（宮古島）

最大瞬間風速 85.3m/s（宮古島）

降水量 297.4mm（宮古島、3～6日）

傷者 41名

住宅全半壊 7,765戸

ウ 平成15年台風第14号マエミー

襲来年月日：平成15年9月10日、11日

最大風速 38.4m/s（宮古島）

最大瞬間風速 74.1m/s（宮古島）

降水量 470.0mm（宮古島、9～12日）

死傷者 94名（うち死者 1名）

住宅全半壊 102棟（うち全壊 19棟）

(2) 地すべり

発生年月日 平成18年6月10日

発生場所 沖縄県中頭郡中城村字北上原及び安里地内

降雨状況 先行降雨量 533mm（5／1～6／9）

集中降雨量 88mm（6／10）

地すべりの規模平均高さ 30m（最大 42m）、長さ約 335m

移動土量約 34 万 m³、地すべり面積 5 万 6 千 m²

地すべり幅最大 260m

人的被害なし

道路損壊県道 35 号線延長 140m、村道坂田線延長 100m

(3) 河川のはん濫

市内の重要河川である比謝川における近年の出水と被害状況は以下のとおりである。
平成 13 年 9 月の台風 16 号と平成 19 年 7 月の台風 4 号の時には、日雨量が 200 ミリメートルを超える雨量を記録しているが、近年の河川整備等により、平成 19 年 7 月の台風 4 号時の浸水被害は軽減している。

また、県による当該河川がはん濫した場合の浸水深をシミュレーションで予測しており、浸水想定は以下のとおりとなっている。

比謝川の主な浸水被害

災害発生年月日	災害原因			被害状況		
	(台風名等)	日雨量 (mm/日)	時間雨量 (mm/時)	床下浸水 (棟)	床上浸水 (棟)	計 (棟)
平成 13 年 9 月 8 日～14 日	台風 16 号	286	101	64	374	438
平成 14 年 6 月 15 日	豪雨	180	60	42	51	93
平成 17 年 6 月 15 日	豪雨	180	59	25	18	43
平成 19 年 7 月 13 日	台風 4 号	211	56	1	1	2

洪水浸水想定区域（平成 30 年 12 月現在）

対象水系・河川名	指定区分	比謝川流域全体の 日総雨量	想定される状況
比謝川水系 比謝川・与那原川	想定最大規模	1, 0 1 2 m m	最大浸水深 5～10m未満
	浸水継続時間		最大浸水継続時間 24～72 時間未満
	家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵食)		河岸の地盤が削られ家屋 が倒壊・流出する可能性 がある
	家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)		堤防決壊により木造家屋 が倒壊・流出する可能性 がある
	計画規模	3 8 5 m m	浸水深 5m 未満

(4) 高潮

県は、本島に来襲する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧 870hPa）を想定して、波浪と高潮による浸水区域を予測した。調査は平成 18 年度に本島沿岸域、平成 19 年度に宮古・八重山諸島沿岸域を対象に実施しており、予測結果の概要は次のとおりである。

高潮浸水想定概要

対 象	想定台風の経路	浸水予測
本島沿岸域	①沖縄本島西側を北上 ②沖縄本島南側を西進 ③沖縄本島東側を北上	本島南部では海岸に沿って広がっている低地、本島北部や周辺諸島では海岸や河川に沿って点在する低地が浸水。

(5) 土砂災害

本市には、土砂災害が予想される危険箇所等が多数あり、その対策として土砂災害対策を推進する。

本市における急傾斜地崩壊危険区域は 9 区域、急傾斜地崩壊危険箇所は 36 箇所となっている。

また、本市における地すべり防止区域は 2 区域、地すべり危険箇所は 10 箇所となっている。

土砂災害（危険箇所・区域）平成 31 年 4 月 1 日現在

地すべり危険 箇所		地すべり防止 区域		急傾斜地崩壊 危険箇所		急傾斜地崩壊 危険区域		土砂災害警戒 区域	
10		2		36（1）		9		47（1）	
				池原	5			池原	5
				知花	1			知花	1
				越来	1			越来	1
				八重島	2			八重島	2
嘉間良	1			嘉間良	6	嘉間良	1	嘉間良	7
				室川	2			室川	2
				大里	3	大里	2	大里	3
高原	2			高原	2	高原	1	高原	4
比屋根	2			比屋根	4	比屋根	3	比屋根	7
与儀	1	与儀	1	与儀	3	与儀	1	与儀	4
				園田	2			園田	2
				山里	1			山里	1
				南桃原	2			南桃原	2
				久保田	2	久保田	1	久保田	2
仲宗根	1	仲宗根	1					仲宗根	1
胡屋	1							胡屋	1
古謝	1							古謝	1
桃原	1							桃原	1
				吉原	（1）			吉原	（1）

※（ ）は一部市外

令和元年度沖縄県水防計画より

(6) 地震及び津波

本市の地震防災・減災対策の数値目標の基礎となる大規模地震・津波による物的・人的被害量等について、「平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査」に基づき、被害の概要を以下にまとめる。記載している事項は、概ね次のとおりである。

- ① 想定地震（震源の位置、規模）
- ② 地震動、液状化分布図
- ③ 地震動・液状化による建物、ライフライン等の物的被害数量、人的被害の数量
- ④ 津波浸水想定区域の図

ア 想定地震

本県の陸地部及び周辺海域で発生するおそれがある地震から、次の 20 の想定地震を設定した。その中で、本市において想定される震度は、6 強が 1、6 弱が 6、5 強が 4、5 弱が 1 となっている。想定地震の概要は次のとおりである。

地震・津波被害予測の想定地震一覧

想定地震	深さ (km)	計測震度※（沖縄市）			震度 (沖縄市)	マグニ チュード	備 考
		最大値	最小値	平均 値			
沖縄本島南部断層系による地震	3	5.6	4.5	5.2	5 強	7.0	平成 21 年度沖縄県地震被害想定調査より
伊祖断層による地震	3	6.0	4.8	5.6	6 弱	6.9	
石川一具志川断層系による地震	3	6.6	5.4	6.0	6 強	6.9	
沖縄本島南部スラブ内地震	30	6.2	5.6	5.9	6 弱	7.8	
宮古島断層による地震	3	2.8	2.3	2.6	3 以下	7.3	
八重山諸島南西沖地震	2	3.2	2.6	3.0	3 以下	8.7	平成 23・24 年度 津波被害想定調査
八重山諸島南方沖地震	2	3.8	3.2	3.5	4	8.8	
八重山諸島南東沖地震	2	5.1	4.5	4.9	5 弱	8.8	
沖縄本島南東沖地震	2	5.8	5.2	5.5	6 弱	8.8	
沖縄本島東方沖地震	2	5.8	5.2	5.5	6 弱	8.8	
石垣島南方沖地震	1	2.9	2.4	2.7	3 以下	7.8	
石垣島東方沖地震	0.3	3.4	2.8	3.1	3 以下	8.0	
石垣島北方沖地震	2	3.4	2.9	3.2	3 以下	8.1	
久米島北方沖地震	2	5.3	4.9	5.1	5 強	8.1	
沖縄本島北西沖地震	2	5.3	4.9	5.1	5 強	8.1	
沖縄本島南東沖地震 3 連動	2	6.0	5.5	5.8	6 弱	9.0	
八重山諸島南方沖地震 3 連動	2	5.3	4.7	5.0	5 強	9.0	
沖縄本島北部スラブ内地震	30	6.0	5.5	5.8	6 弱	7.8	平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査
宮古島スラブ内地震	30	3.9	3.4	3.7	4	7.8	
石垣島スラブ内地震	30	3.3	2.7	3.0	3 以下	7.8	

※計測震度：地震観測点で震度計によって測定された、地表のゆれ（地震動）の強さの程度を数値化した震度。基本的には周期 0.1～1.0 秒の地震波の加速度の大きさに基づいており、体感による震度とほぼ一致するように定められている。

イ 予測項目・条件

予測する主な項目は、各々の地震による震度（地震動）、液状化危険度、建物被害（揺れ、液状化、土砂災害、津波、地震火災）、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害、生活機能支障、災害廃棄物被害、避難者、要配慮者被害である。

なお、火災や人的被害に影響する発生の季節や時刻等は、県民や観光客の滞留、就寝、火気の使用等の状況を考慮し、冬の深夜、夏の 12 時、冬の 18 時の 3 シーンとした。

ウ 予測結果の概要

本市における死者数は、沖縄本島南東沖地震 3 連動のケースが最も多く（631 人）、次いで沖縄本島南東沖地震（577 人）となり、そのほとんどは津波によるものである。また、津波のない想定では、石川ー具志川断層系による地震のケースが最大（68 人）である。

建物被害（全壊）については、石川ー具志川断層系による地震のケースが最も多く（4,946 棟）、その大半が「地震の揺れ」による建物被害である。次いで沖縄本島南東沖地震 3 連動（4,792 棟）となるが、この地震では「津波」と「地震の揺れ」によるものとなっている。

ライフラインとなる上水道については、沖縄本島南部スラブ内地震の被害が最も多く、地震直後の断水人口は 110,113 人、電力については、沖縄本島南東沖地震 3 連動の被害が最も多く、停電軒数は 19,028 軒に上る。

エ 市町村一律の直下型地震について

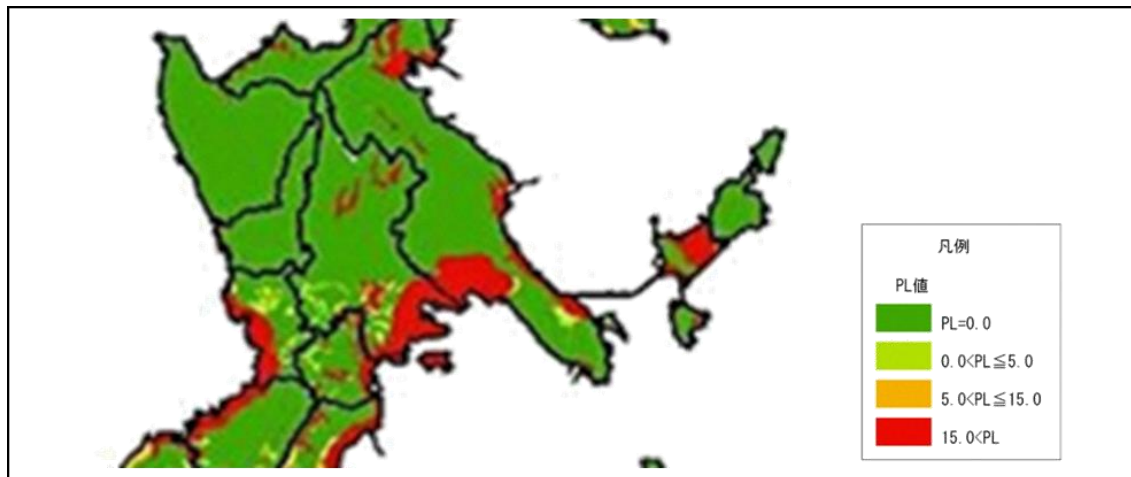
アの想定地震は、本県において発生する可能性が高い地震等から設定したものであるが、地震の多い我が国では、どの地域においてもマグニチュード 6.9 程度の直下型地震が起こりうる。

沖縄市における被害想定（平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査）

想定項目			沖縄本島南部断層系による地震	伊祖断層による地震	石川・具志川断層系による地震	沖縄本島南部スラブ内地震	宮古島断層による地震	八重山諸島南西沖地震	八重山諸島南方沖地震	八重山諸島南東沖地震	沖縄本島南東沖地震	沖縄本島東方沖地震	石垣島南方沖地震	石垣島東方沖地震	石垣島北方沖地震	久米島北方沖地震	沖縄本島北西沖地震	沖縄本島南東沖地震3連動	八重山諸島南方沖地震3連動	沖縄本島北部スラブ内地震	宮古島スラブ内地震	石垣島スラブ内地震	一律地震動による地震	
建物被害	全壊棟数(棟)	揺れ	192	1,291	4,229	2,589	0	0	0	5	562	553	0	0	0	66	39	2,018	16	1,527	0	0	938	
		液状化	104	167	340	340	0	0	0	104	340	340	0	0	0	330	106	340	123	340	0	0	340	
		土砂災害	16	30	37	36	0	0	0	0	20	17	0	0	0	16	16	36	15	36	0	0	36	
		津波	0	0	0	0	0	0	0	0	2,084	1,360	0	0	0	0	2,267	0	0	0	0	0	0	
		地震火災	2	209	340	310	0	0	0	1	16	13	0	0	0	3	1	131	1	133	0	0	8	
	半壊棟数(棟)	合計	314	1,697	4,946	3,275	0	0	0	110	3,022	2,283	0	0	0	415	162	4,792	155	2,037	0	0	1,323	
		揺れ	1,142	4,017	7,956	6,323	0	0	0	213	2,469	2,467	0	0	0	563	492	5,366	449	4,747	0	0	3,533	
		液状化	131	208	430	430	0	0	0	131	343	373	0	0	0	417	134	333	155	430	0	0	430	
		土砂災害	37	69	87	84	0	0	0	1	47	40	0	0	0	37	37	84	36	84	0	0	84	
		津波	0	0	0	0	0	0	0	0	2,869	3,132	0	0	0	0	2,503	0	0	0	0	0	0	
人的被害	死者数(人)	合計	1,311	4,294	8,472	6,837	0	0	0	345	5,727	6,012	0	0	0	1,016	663	8,286	639	5,261	0	0	4,046	
		建物倒壊	1	19	65	37	0	0	0	0	5	5	0	0	0	0	27	0	19	0	0	0	10	
		土砂災害	1	3	3	3	0	0	0	0	2	1	0	0	0	1	1	3	3	3	0	0	3	
		津波	0	0	0	0	0	0	0	0	570	31	0	0	0	0	0	601	0	0	0	0	0	
		地震火災	0	1	5	3	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	
	負傷者数(人)	ブロック塀	1	2	3	4	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	1	1	3	3	0	0	2	
		合計	3	21	68	40	0	0	0	0	577	37	0	0	0	2	2	631	2	22	0	0	14	
		建物倒壊	235	949	2,172	1,590	0	0	0	39	538	536	0	0	0	111	93	1,318	82	1,118	0	0	796	
		土砂災害	2	3	4	4	0	0	0	0	2	2	0	0	0	2	2	4	2	4	0	0	4	
		津波	0	0	0	0	0	0	0	0	10,856	704	0	0	0	0	0	11,064	0	0	0	0	0	
ライフライン被害	重傷者数(人)	地震火災	1	14	24	21	0	0	0	0	4	3	0	0	0	1	0	13	0	10	0	0	2	
		ブロック塀	25	55	114	133	0	0	0	9	67	66	0	0	0	23	20	120	18	105	0	0	84	
		合計	243	952	2,176	1,594	0	0	0	45	11,397	1,243	0	0	0	127	108	12,385	26	1,122	0	0	800	
		建物倒壊	20	129	424	259	0	0	0	1	56	56	0	0	0	7	4	202	2	152	0	0	93	
		土砂災害	1	2	2	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	2	1	2	0	0	2	
	軽傷者数(人)	津波	0	0	0	0	0	0	0	0	3,699	240	0	0	0	0	0	3,779	0	0	0	0	0	
		地震火災	0	4	7	6	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	4	0	3	0	0	0	
		ブロック塀	10	22	45	52	0	0	0	3	26	26	0	0	0	9	8	47	7	41	0	0	33	
		合計	29	142	428	290	0	0	0	4	3,756	296	0	0	0	16	12	3,983	9	183	0	0	120	
		建物倒壊	216	820	1,748	1,331	0	0	0	38	483	482	0	0	0	104	90	1,116	81	966	0	0	702	
交通施設被害	要救助者数(人)	土砂災害	1	2	2	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	2	1	2	0	0	2	
		津波	0	0	0	0	0	0	0	0	7,157	464	0	0	0	0	0	7,284	0	0	0	0	0	
		地震火災	1	10	17	15	0	0	0	0	3	3	0	0	0	1	0	9	0	7	0	0	2	
		ブロック塀	16	34	70	81	0	0	0	5	41	41	0	0	0	14	12	73	11	64	0	0	51	
		合計	219	821	1,750	1,333	0	0	0	41	7,641	947	0	0	0	111	96	8,402	86	968	0	0	704	
	津波に伴う要援護者数(人)	地震	72	490	1,606	981	0	0	0	2	210	207	0	0	0	25	15	760	6	577	0	0	353	
		津波	0	0	0	0	0	0	0	0	2,943	2,619	0	0	0	0	0	3,009	0	0	0	0	0	
		合計	72	490	1,606	981	0	0	0	2	210	207	0	0	0	25	15	760	6	577	0	0	353	
		断水人口(人)	直後	1,718	12,426	100,596	110,113	0	0	0	132	49,082	47,125	0	0	0	1,586	793	106,865	661	91,871	0	0	68,606
		1日後	1,586	10,972	96,894	107,203	0	0	0	132	45,823	43,805	0	0	0	1,454	793	103,746	661	87,509	0	0	63,847	
生活機能支障	物資不足量	1週間後	529	4,494	74,290	86,848	0	0	0	0	29,653	27,455	0	0	0	529	264	83,412	132	62,790	0	0	39,392	
		1ヶ月後	0	0	16,259	21,415	0	0	0	0	8,971	6,509	0	0	0	0	0	25,279	0	11,633	0	0	4,098	
		支障人口(人)	直後	24,716	30,037	37,880	34,788	0	0	18,209	32,411	30,948	0	0	0	25,747	25,339	37,322	21,340	32,720	0	0	32,719	
		1日後	20,906	25,370	32,012	29,290	0	0	0	15,353	28,246	26,718	0	0	0	21,668	21,451	32,434	17,966	27,548	0	0	27,548	
		1週間後	7,513	9,146	11,542	10,562	0	0	0	5,553	13,791	11,989	0	0	0	7,840	7,731	15,685	6,533	9,909	0	0	9,909	
	都市ガス	1ヶ月後	218	218	327	218	0	0	0	218	5,840	3,888	0	0	0	218	218	6,334	218	218	0	0	218	
		停電軒数(軒)	直後	742	4,673	13,887	11,061	0	0	0	0	13,303	10,318	0	0	0	0	0	19,028	0	8,950	0	0	7,493
		1日後	81	405	1,053	810	0	0	0	0	4,884	3,285	0	0	0	0	0	5,631	0	648	0	0	567	
		1週間後	0	0	0	0	0	0	0	0	4,193	2,737	0	0	0	0	0	4,561	0	0	0	0	0	
		1ヶ月後	0	0	0	0	0	0	0	0	4,193	2,737	0	0	0	0	0	4,561	0	0	0	0	0	
通信施設	不通回線数(回線)	直後	341	2,272	6,739	5,338	0	0	0	7,990	6,034	0	0	0	0	0	10,706	0	4,240	0	0	3,521		
	1日後	303	2,082	6,209	4,884	0	0	0	0	7,523	5,632	0	0	0	0	0	10,027	0	3,900	0	0	3,218		
	1週間後	38	303	909	719	0	0	0	0	2,785	1,937	0	0	0	0	0	3,310	0	568	0	0	492		
	1ヶ月後	0	151	454	379	0	0	0	0	2,354	1,608	0	0	0	0	0	2,702	0	303	0	0	227		
	支障戸数(戸)	直後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
交通施設被害	道路	1日後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		1週間後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		1ヶ月後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		道路施設(箇所)	22	32	37	36	0	0	0	12	29	29	0	0	0	24	24	37	17	35	0	0	35	
		道路施設(箇所)	2	4	6	6	1	1	1	1	6	6	1	1	6	1	6	2	6	1	1	6	1	6
	港湾・漁港	港湾(箇所)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		漁港(箇所)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		食料(食)	1~3日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4~7日	2,823	16,484	64,064	111,493	0	0	0	0	146,130	135,632	0	0	0	8,350	1,181	222,775	1,945	54,706	0	0	52,742	
		飲料水(ℓ)	1~3日	0																				

オ 液状化危険度分布図（平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査）

石川－具志川断層系地震の液状化危険度 (PL 値) 分布



PL 値に伴う液状化の危険度

PL 値	危険度
$P_L=0$	液状化の危険度はかなり低い
$0 < P_L \leq 5$	液状化の危険度は低い
$5 < P_L \leq 15$	液状化の危険度が高い
$15 < P_L$	液状化の危険度が極めて高い

本市において、液状化危険度が高い「石川－具志川断層系地震」と同等の危険度が想定される地震は以下のとおりである。

- ・ 沖縄本島南部スラブ内地震
- ・ 沖縄本島南東沖地震
- ・ 沖縄本島東方沖地震
- ・ 沖縄本島南東沖地震 3 連動
- ・ 沖縄本島北部スラブ内地震
- ・ 一律地震動による地震

カ 津波の浸水想定

本市の避難計画等の基礎となる津波の浸水到達区域、津波到達時間等について、県の調査に基づき、概要を以下にまとめる。

① 切迫性の高い津波

これまでの地震被害想定調査などで対象とされてきた、本県に将来発生すると予想される地震津波の波源を想定して、浸水区域等を予測した。「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成 18・19 年度）の想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

沖縄県津波・高潮被害想定調査（平成 18・19 年度）津波浸水想定モデル一覧

	波源位置（モデル名）	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード（※1）
①	沖縄本島北方沖 (C01)	80 k m	40 k m	4 m	7.8
②	沖縄本島南東沖 (D01W)	80 k m	40 k m	4 m	
③	沖縄本島南西沖 (H9RF)	80 k m	40 k m	4 m	
④	久米島北方沖 (B04E)	80 k m	40 k m	4 m	
⑤	久米島南東沖 (C02)	80 k m	40 k m	4 m	
⑥	宮古島東方沖 (C04W)	80 k m	40 k m	4 m	7.8
⑦	宮古島南東沖 (D06N)	80 k m	40 k m	4 m	7.8
⑧	宮古島西方沖 (C05E)	80 k m	40 k m	4 m	7.8
⑨	石垣島東方沖 1 (C06W)	80 k m	40 k m	4 m	7.8
⑩	石垣島東方沖 2 (NM11)	60 k m	30 k m	20m	7.7
⑪	石垣島南方沖 (IM00)	40 k m	20 k m	20m	7.7
		15 k m	10 k m	90m	(※2)
⑫	石垣島北西沖 (A03N)	80 k m	40 k m	4 m	7.8
⑬	与那国島北方沖 (A01N)	80 k m	40 k m	4 m	7.8
⑭	与那国島南方沖 (GYAK)	100 k m	50 k m	5 m	7.9

※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

※2：⑪下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

② 最大クラスの津波

平成 24 年度までの調査研究を踏まえた学術的な知見から、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、東北地方太平洋沖地震による津波被害を鑑みて、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 9.0 に設定したものである。

また、この浸水想定を沖縄市における避難対象地域とする。「沖縄県津波被害想定調査」（平成 24 年度）の想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

沖縄県津波被害想定調査（平成 24 年度）津波浸水想定モデル一覧

	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード（※1）
①	八重山諸島南西沖地震		270 k m	70 k m	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震（※2）		300 k m	70 k m	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震		300 k m	70 k m	20m	8.8
④	沖縄本島南東沖地震		300 k m	70 k m	20m	8.8
⑤	沖縄本島東方沖地震		300 k m	70 k m	20m	8.8
⑥	石垣島南方沖地震（※2）		40 k m	20 k m	20m	7.8
			15 k m	10 k m	90m	(※3)
⑦	石垣島東方沖地震（※2）		60 k m	30 k m	20m	8.0
⑧	与那国島北方沖地震		130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑨	石垣島北方沖地震		130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑩	多良間島北方沖地震		130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑪	宮古島北方沖地震		130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑫	久米島北方沖地震		130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑬	沖縄本島北西沖地震		130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑭	3 連動	沖縄本島 南東沖地震	240 k m	70 k m	20m	9.0
			170 k m	70 k m	20m	
			260 k m	70 k m	20m	
⑮	3 連動	八重山諸島 南方沖地震	200 k m	70 k m	20m	9.0
			175 k m	70 k m	20m	
			300 k m	70 k m	20m	

※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

※2：② ⑥ ⑦は、1771 年八重山地震の規模を再現したものである。

※3：⑥下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

③ 最大クラスの津波（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）

平成 24 年度の津波浸水想定以降、新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。

なお、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 8.2 に設定したものである。想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

沖縄県津波被害想定調査（平成 26 年度）津波浸水想定モデル一覧

	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード（※1）
①	八重山諸島南西沖地震		270 k m	70 k m	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震（※2）		300 k m	70 k m	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震		300 k m	70 k m	20m	8.8
④	沖縄本島南方沖地震		100 k m	50 k m	12m	8.2
⑤	沖縄本島南東沖地震（※4）		100 k m	50 k m	12m	8.2
⑥	沖縄本島東方沖地震		100 k m	50 k m	12m	8.2
⑦	沖縄本島北東沖地震		100 k m	50 k m	12m	8.2
⑧	石垣島南方沖地震（※2）		40 k m	20 k m	20m	7.8
			15 k m	10 k m	90m	(※3)
⑨	石垣島東方沖地震（※2）		60 k m	30 k m	20m	8.0
⑩	与那国島北方沖地震		130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑪	石垣島北方沖地震		130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑫	多良間島北方沖地震		130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑬	宮古島北方沖地震		130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑭	久米島北方沖地震		130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑮	沖縄本島北西沖地震		130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑯	3 連動	八重山諸島 南方沖地震	200 k m	70 k m	20m	9.0
			175 k m	70 k m	20m	
			300 k m	70 k m	20m	

※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。

※2：1771 年八重山地震津波の再現モデルである。

※3：地すべりを再現したパラメータであるため、モーメントマグニチュードで示すことができない。

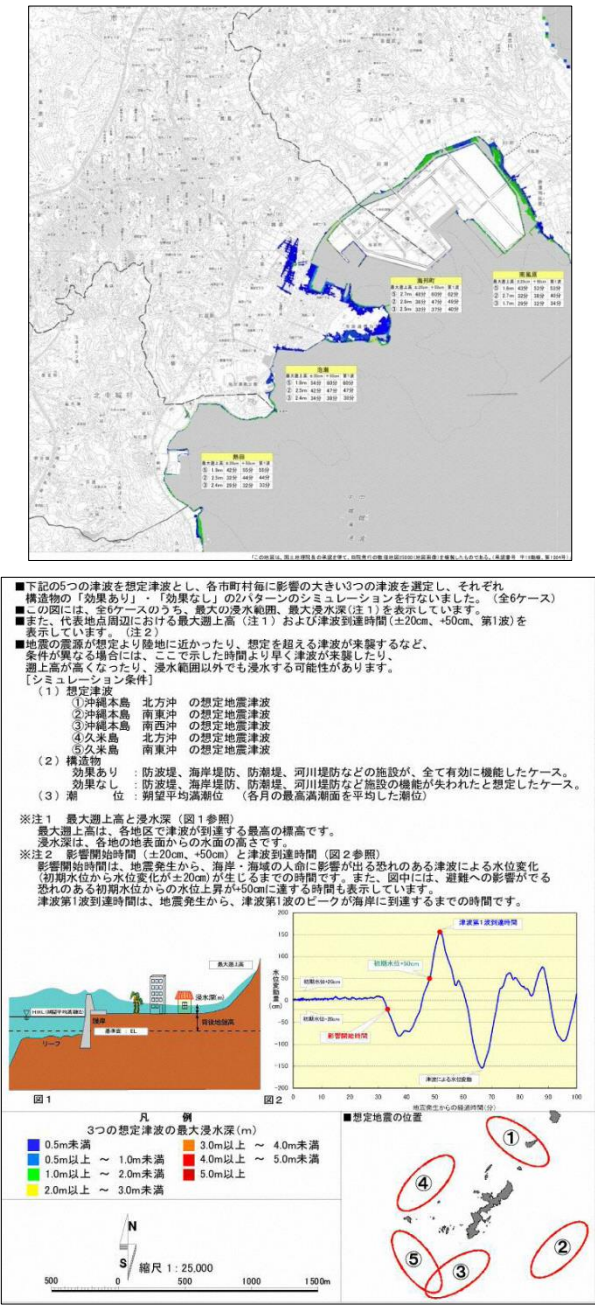
※4：1791 年の地震の再現モデル。

④ 津波災害警戒区域

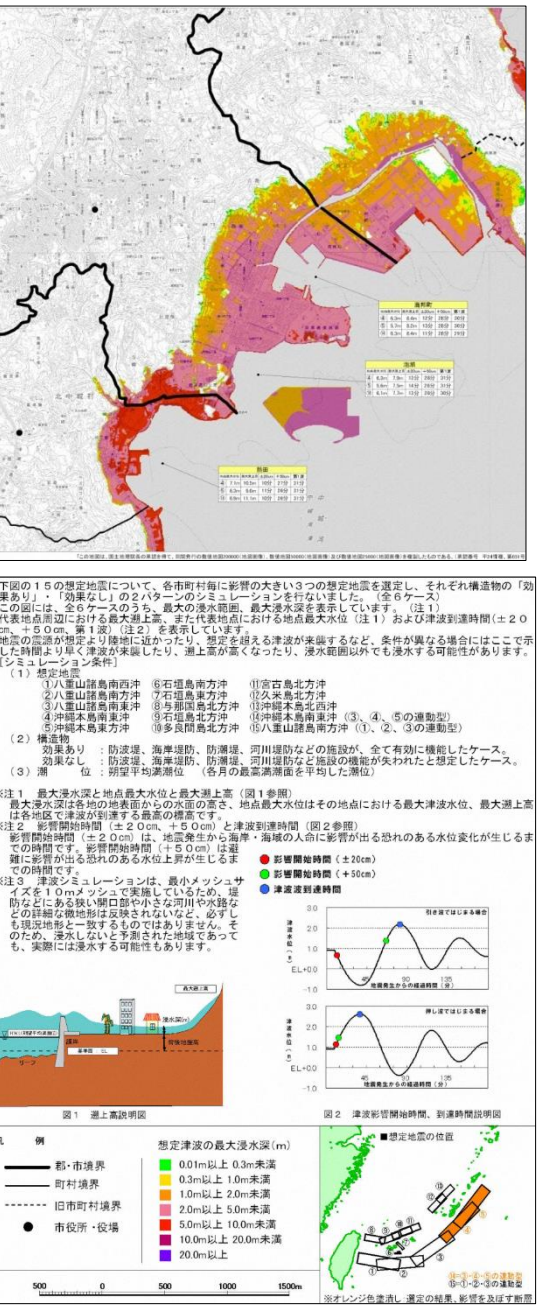
平成 29 年度において県は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき県内 39 市町村の沿岸部を津波災害警戒区域として指定した。本市においては、最大クラスの津波（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）である平成 26 年度津波浸水想定区域と同範囲が指定されている。

津波浸水想定図

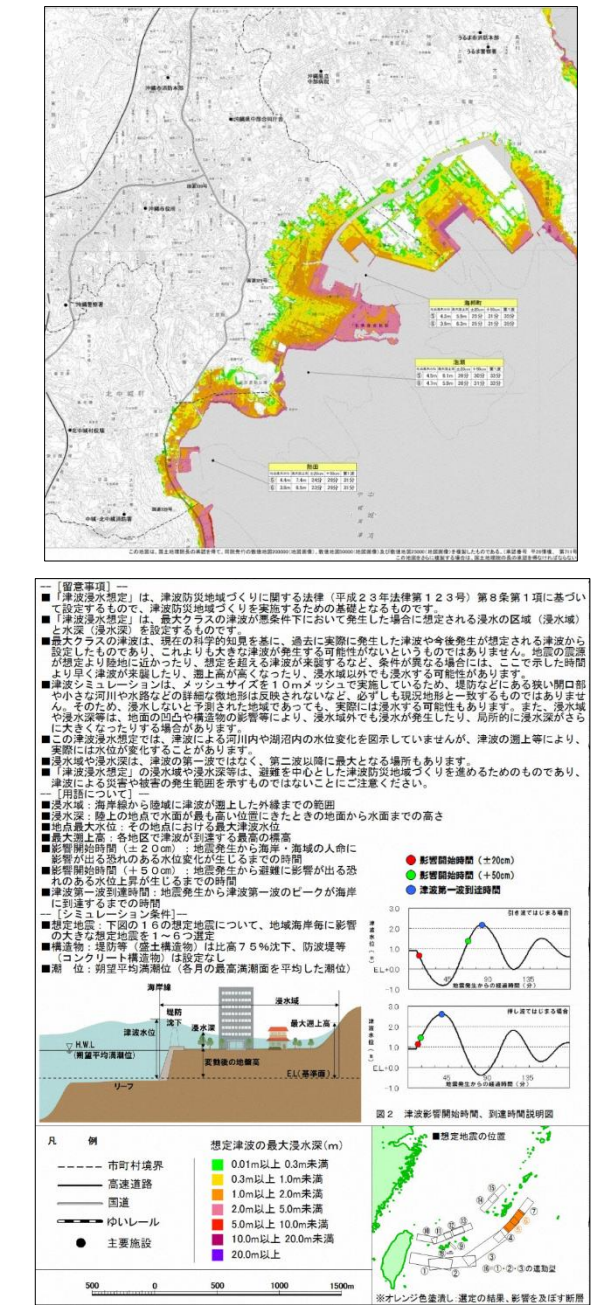
(1) 切迫性の高い津波＜平成 18 年度＞



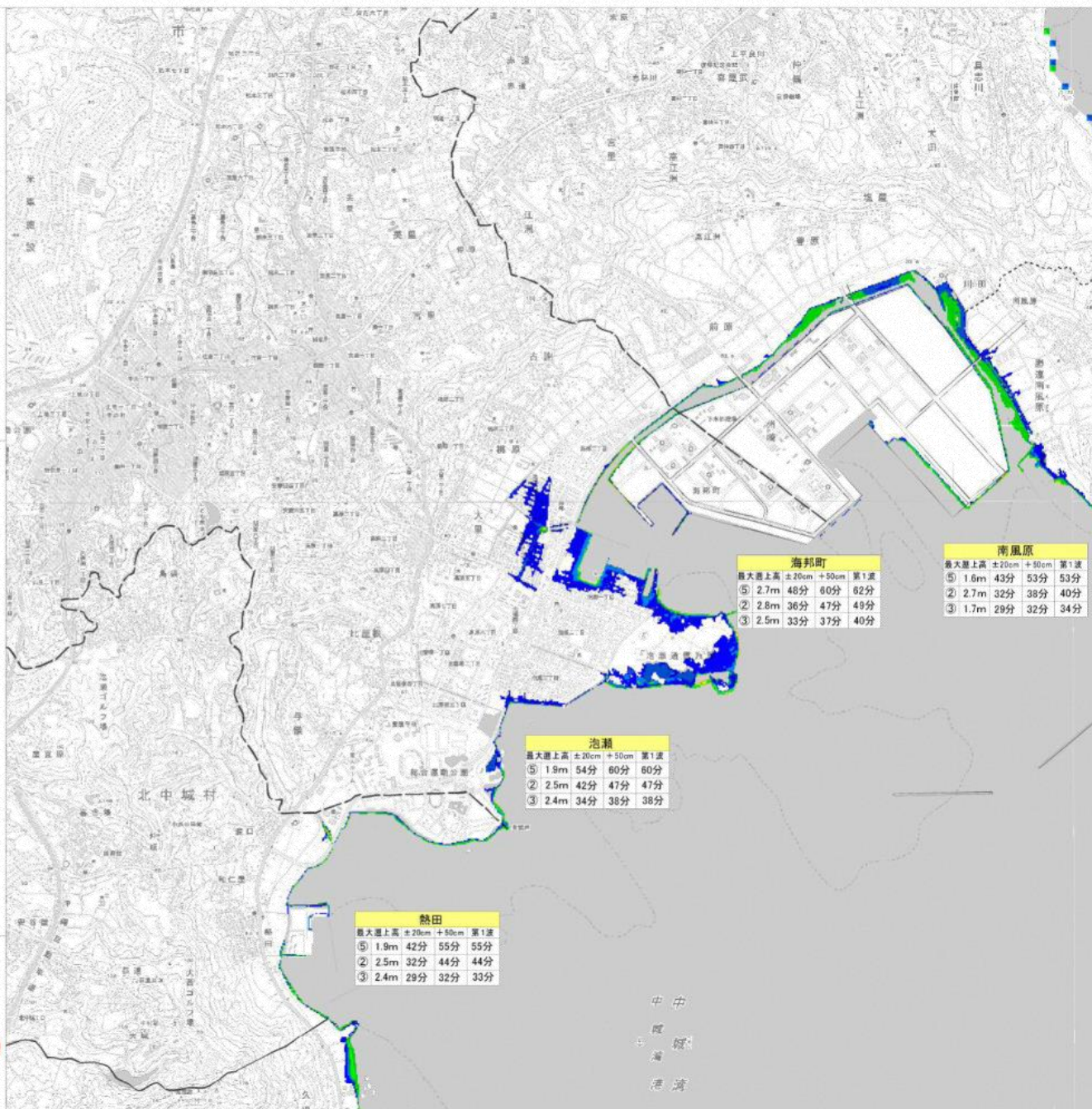
(2) 最大クラスの津波＜平成 24 年度＞



(3) 最大クラスの津波（津波防災まちづくりに関する法律に基づく設定＜平成 26 年度＞



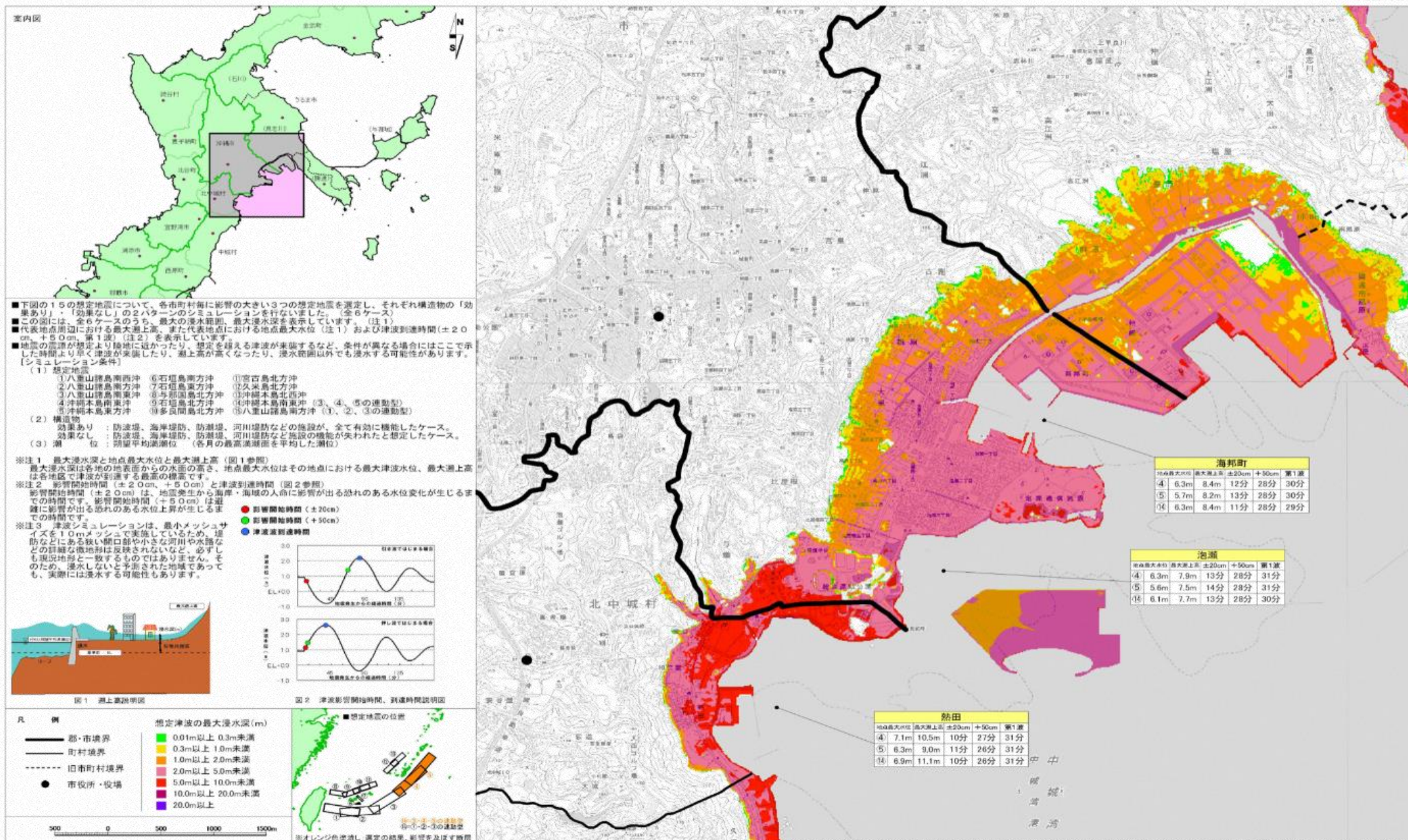
津波浸水予測図 市町村別 沖縄市・北中城村(1/1)



(2) 最大クラスの津波＜平成 24 年度＞

津波浸水予測図【市町村別図】 沖縄市・北中城村(1/1)

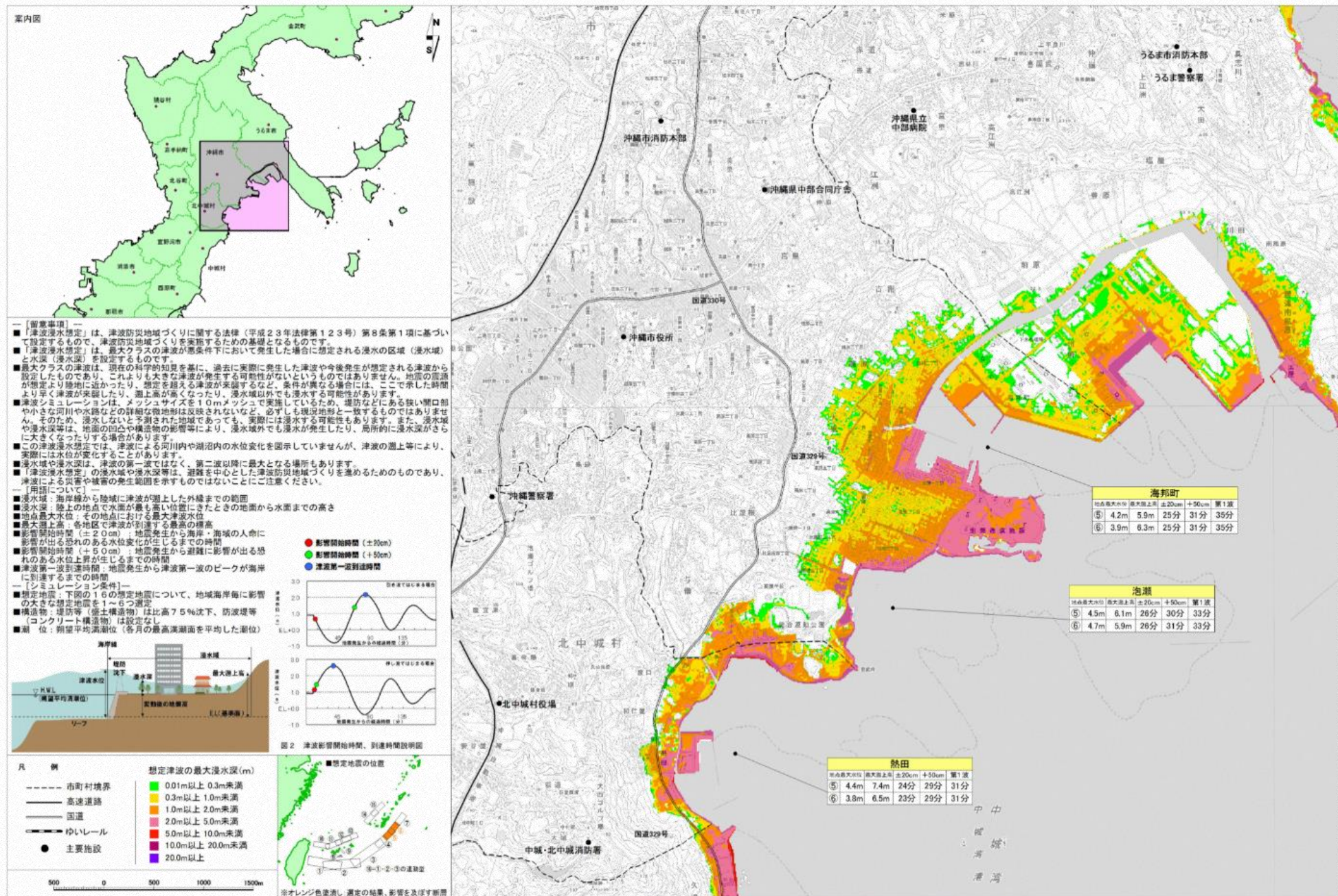
平成25年作成

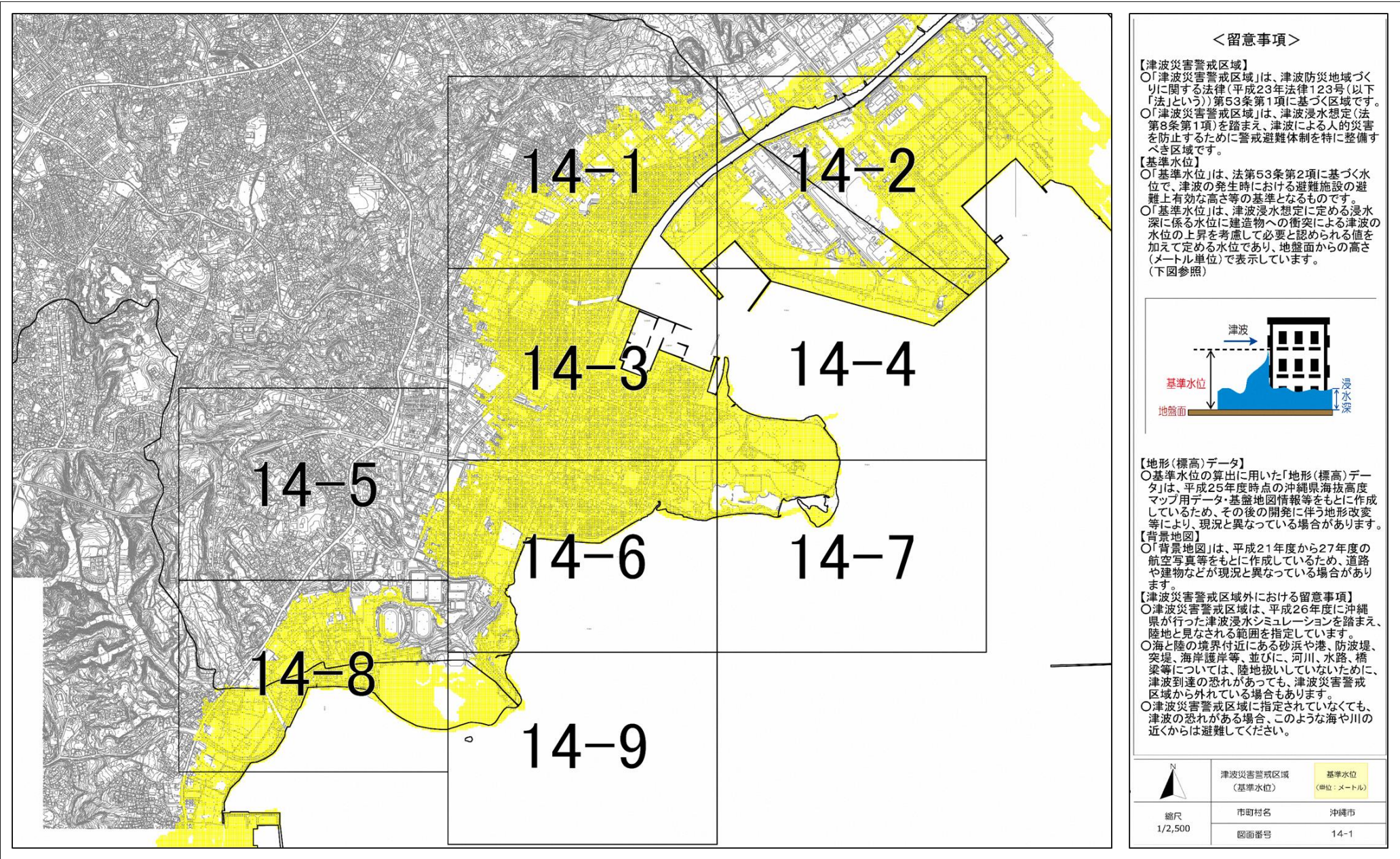


「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図20000(地図画像)、数値地図50000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平24情機、第651号)」

OH-市-34

(3) 最大クラスの津波（津波防災まちづくりに関する法律に基づく設定＜平成 26 年度＞





5. 沖縄市の強靱化の意義

沖縄市の強靱化の意義は以下のとおりである。

(1) 事前の取組で被害を縮小

災害発生時の被害を小さくすることは、強靱化の取組の主たる目標であり、強靱化の取組の最大の効果である。

発災前（＝平時）に取り組む施策を主たる対象に、防災の範囲を超えた総合的な対策を内容とする地域計画を策定し、当該計画に基づく取組を発災前に実践して地域が強靱化されれば、大規模自然災害等が起こっても、被害の大きさそれ自体を、小さくできる。また、被害を小さくできれば、より迅速な災害復旧・復興にもつながる。

(2) 施策（事業）のスムーズな進捗

地域計画の策定、進捗を管理することによって、庁内の意識の共有や推進力の出現、関係府省庁の交付金・補助金の活用などにより、各種の施策（事業）のスムーズな進捗が期待できる。

(3) 地域の持続的な成長

地域の強靱化は、大規模自然災害等の被害の軽減のみならず、被災による様々な地域の変化に対する対応力の増進をもたらす。また、住民や民間事業者の地域に対する安心・安全感を高め、地域の持続的な成長も促す。さらに、地域計画及びそれに基づく取組を内外に周知・広報することを通じて、本市が内外から適正に評価され、結果として投資を呼び込むことにもつながる。

6. SDGs への貢献

(1) SDGs（持続可能な開発目標）とは

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月、「国連持続可能な開発サミット」において採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた、2030年までの国際社会全体の目標である。

17のゴール（目標）と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な範囲に総合的に取り組むこととしている。



(2) 本計画と SDGs の関連

本計画は、SDGs ターゲット 13.1「すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する」を念頭に、市民・企業など様々なステークホルダーとの連携により、災害が起きても住み続けられるまちづくりを目指すものである。

このことは、17のゴール（目標）のうち「11.住み続けられるまちづくりを」、「13.気候変動に具体的な対策を」、「17.パートナーシップで目標を達成しよう」の3つのゴール（目標）に特に貢献するものであり、本市はこれらのSDGsの目標を意識しながら本計画の取組を推進する。



第2章 地域強靱化の目標

1. 基本目標

国土強靱化とは、国土や経済、地域社会が災害などにあっても致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことを目指すものである。国の基本計画及び県地域計画を踏まえ、以下の4つの基本目標を設定した。

- 基本目標 1 人命の保護が最大限図られること
- 基本目標 2 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 基本目標 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 基本目標 4 迅速な復旧復興

2. 事前に備えるべき目標

4つの基本目標を達成するため、大規模自然災害を想定して次の8つの事前に備えるべき目標を設定した。

- 目標 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- 目標 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- 目標 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 目標 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- 目標 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- 目標 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 目標 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 目標 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

第 2 部 脆弱性評価 強靱化関連施策

第1章 脆弱性評価の考え方

1. 脆弱性評価とは

大規模自然災害に対する脆弱性評価は、本市の特性を踏まえたうえで、リスクを回避するための施策の課題について、分析・整理するために行う。これにより、本市の強靱化に必要な施策を、効率的、効果的に実施することが可能となる重要なプロセスである。評価は、国のガイドラインに沿って、事前に備えるべき目標と、起きてはならない最悪の事態を設定し行う。

2. 評価の前提となる事項

(1) 施策分野の設定

評価を行う施策分野は、県地域計画との整合を図り、以下の12分野とした。

- 行政機能／消防等
- 住宅・都市
- 保健医療・福祉
- 情報通信
- エネルギー・産業
- 交通・物流
- 農林水産
- 土地保全
- 環境
- 土地利用
- リスクコミュニケーション
- 老朽化対策

(2) 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

脆弱性の評価を行う上で必要となる、起きてはならない最悪の事態の設定に先立ち、第1部において設定した4つの基本目標、8つの事前に備えるべき目標に基づき、目標達成の妨げとなる事態として「起きてはならない最悪の事態」を39シナリオ設定した。

なお、設定に当たっては、「基本計画」及び「県地域計画」が設定した項目に基づきつつ、本市の地域性を考慮し、独自シナリオも追加した。

3. 脆弱性評価結果

評価結果は、付属資料の別表のとおりである。

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)一覧

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1)	市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-2)	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-3)	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4)	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態
		1-5)	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1)	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2)	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3)	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救急・救助活動等の絶対的不足
		2-4)	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客を含む)への水・食糧等の供給不足
		2-5)	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6)	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7)	避難行動要支援者への支援の不足等により、要配慮者に多数の死傷者が発生する事態
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1)	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の低下
		3-2)	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3)	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1)	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2)	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3)	高齢者・外国人等の災害弱者の情報獲得手段が限られていることによる重要情報伝達の不備
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1)	サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下
		5-2)	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3)	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4)	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1)	電力供給ネットワーク(発電所・送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2)	上水道等の長期間にわたる供給停止、異常渇水等により用水の供給の途絶
		6-3)	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4)	地域交通ネットワークが分断する事態
		6-5)	東部海浜地区における交通インフラの損壊による孤立地域の発生
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1)	市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-2)	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3)	防災施設、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4)	有害物質の大規模拡散・流出
		7-5)	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-6)	風評被害等による 観光客の大幅な減少等に伴う地域経済等への甚大な影響
		7-7)	災害時、米軍基地、自衛隊基地内の施設への被害の発生により、基地外への二次災害の発生

8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2)	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3)	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4)	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5)	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

※太字は本市の独自シナリオとして設定

第2章 強靱化関連施策の推進方針

脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに施策を検討・整理し、施策推進方針を策定した。

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1) 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

1. 避難場所・避難所の指定・整備【総務部、健康福祉部、経済文化部、教育部】

市は、危険な建物、地域から安全な場所に市民や観光客等を避難させるため、指定緊急避難場所・指定避難所や、福祉避難所の指定等により、避難所、避難場所、収容に関する予防対策を確立していく。

避難行動要支援者の支援内容に合わせた合理的な福祉避難所を整備する為、福祉事業所等との協定締結を順次行っていく。

2. 避難誘導対策の充実【総務部、健康福祉部、指導部、教育部、経済文化部】

危険な建物及び地域から安全な場所に市民や旅行者等を避難させるため、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等において、耐震補強の再点検、避難所・避難体制の充実、要配慮者の円滑な避難実施をするために誘導標識の設置等必要な対策を検討、推進していく。

3. 津波の浸水想定公表【総務部】

津波による津波浸水想定等を公表し、津波発生時の警戒避難体制の向上を促進する。

4. 防災の観点を取り入れた都市計画行政の推進【建設部、総務部】

徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、県と市の地域防災計画と都市計画等の連携をはかるため県及び市の関係部局連携による計画作成やまちづくりへの防災専門家の参画など、津波からできるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

5. 事業者における防災対策の強化【経済文化部】

企業の取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

また、市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災対策に係る各種支援を実施する。
6. 密集した既成市街地等、防災上危険な市街地の解消【建設部、沖縄市民生委員児童委員協議会】 市は、土地区画整理事業や市街地再開発事業等を推進し、防災上危険な密集した既成市街地の解消を図るほか、避難等の機能を有する道路や公園等の都市基盤施設を整備する。 また、自治会会員および民生委員によって構成されるまちづくり組織においては、災害に強い地域づくりを目指し、一般市民への教育・啓蒙を推進する。
7. 土地の新規開発に伴う指導の実施【建設部】 新規開発等に際しては、防災の観点から調整・指導を行い、安全性の高い市街地の形成を図る。また、避難路や広場等を整備することにより、都市防災の機能確保を図る。
8. 災害教訓の伝承【教育部、沖縄市民生委員児童委員協議会】 市は、過去に起こった大規模災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、災害教訓等の伝承の重要性を啓発するとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含む各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に公開するよう努める。 また、災害に関する石碑やモニュメント等がある場合は、その持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。 また、民生委員児童委員協議会においては、東日本大震災により岩手・宮城・福島の3県にて合計 56 名の委員が犠牲になった教訓を踏まえ、災害時の役割分担の確認等を行う。
9. 公園の整備【建設部】 避難場所として、災害時あるいは延焼を防止するオープンスペースを確保し、防災機能を備えた整備の導入を図る。
10. 緑地の保全【建設部】 土砂災害の危険性が高い斜面地等については、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止等の機能を有する緑地の体系的な保全を促進する。
11. 地盤情報等の周知・広報【総務部】 液状化被害の可能性がある地盤情報等について、積極的に市民や関係方面への周知・広報に努める。
12. 防火、準防火地域の指定【建設部】 商業地域及び近隣商業地域については、防火地域または準防火地域の指定を実施し、建築物の不燃化を促進する。
13. 建築物等の耐震化の促進【建設部、各関係部】

「沖縄市耐震改修促進計画」における目標を踏まえ、住宅・建築物の計画的な耐震診断及び耐震化を促進する。特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう率先して耐震化を推進するとともに、天井、外装、ブロック塀の危険性除去を促進する。特定既存耐震不適格建築物については、その所有者に対し必要な指導、助言を積極的に行い、耐震化を促進する。

地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送道路に影響を及ぼす可能性のある倒壊の恐れのあるブロック塀等の造り替えを促進する。

14. 狭あい道路整備【建設部】

避難路等の安全性を確保する必要性の高い個所の拡幅整備支援について調査研究を進める。

15. 産業用地等の新規開発における地盤改良【建設部】

今後の産業用地等の新規開発については、地盤改良等の技術対応方法の周知・広報に努める。

16. 港湾・漁港の後背地を防護するための堤防・胸壁の整備【建設部】

津波浸水想定区域等について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を促進する。なお、比較的発生頻度の高い津波に対しては、港湾・漁港の後背地を防護するための一連の施設整備を国・県へ要望する。

17. 地震に関する情報の収集・伝達対策の充実【総務部、企画部】

地震による被害をより効果的に防止するため、緊急地震速報及び地震活動の見通し等を住民に迅速に知らせる体制を整える。

18. 津波に関する情報の収集・伝達対策の充実【総務部、企画部】

津波警報等の収集及び津波浸水予想区域住民等への伝達体制の充実を図る。

19. 学校教育施設の整備【教育部】

安全かつ快適で効果的な学習教育環境を提供するため、学校や教育施設の改修等に計画的に取り組む。

20. 建築物の不燃化の推進【消防本部】

地震被害想定等により、地震火災の危険度が高い地区について、建築物の不燃化を推進する。

特に公共施設について、地域性、地震火災の危険度及び老朽度等を考慮し、建替え等による住宅不燃化の推進を図る。

21. 危険物製造所等に対する指導【消防本部】

消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査や保安検査等を実施し、法令基準の維持適合についてその確認を行うとともに、適宜、地震・津波災害予防上必要な指導を行う。

22. 危険物運搬車両に対する指導【消防本部】

消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対し、移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

23. 防災保安教育の実施【消防本部】

危険物製造所等の管理者及び監督者は、取扱い者に対し、地震・津波を想定した保安教育を実施するとともに、消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

24. 危険物製造所等の予防対策【消防本部】

危険物製造所等の管理者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について、次の対策を講じる。

- ・火災・爆発等の防止対策
- ・危険物施設の管理・点検
- ・保安設備の維持
- ・保安体制の整備・確立
- ・従事者に対する教育訓練

25. 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策【消防本部】

火薬類製造所、貯蔵所の所有者、管理者及び占有者に対し、消防法令の規定する基準に適合するよう当該施設の維持管理を指導する。がん具用煙火は火災予防上必要に応じ立入検査を実施し、安全対策を推進する。

26. 市民への防災知識の普及【総務部、消防本部】

防災に関連する週間において、関係機関の協力を得て防災知識の普及を図る。

27. 各種防災教育の実施【総務部、消防本部、自主防災組織】

市は、地域住民や関係職員の災害発生時における適正な判断力の養成と防災体制の構築を目的とし、防災教育の徹底を図る。

また、自主防災組織は、地形・地質等の地域実情に詳しい住民がリーダーとなるよう、防災教育を推進する。

28. 林野火災対策の推進【消防本部、経済文化部】

市及び消防本部は、県及び林野行政機関等と連携し、総合的な林野火災対策の連絡調整を図る。

また、火災防止の標柱、標板等の設置等により出火防止対策に努める。

29. 火災予防対策の推進【消防本部】

自治会と連携した住宅用火災警報器の設置促進および消防団・女性防火クラブと連携した火災予防の普及啓発活動に取り組む。

また、消防用設備等点検報告制度にもとづく防火対象物等の立入検査を実施し、違反防火対象物の是正をすすめる。

30. 市主体の防災訓練の実施【総務部、消防本部】
本市の地理的特性、災害実績及び沖縄市地域防災計画を踏まえて、様々なテーマで防災訓練を実施する。
31. 地域防災訓練等の促進【総務部、消防本部】
市は、地域において、学校や職場等での実践的な防災訓練が行われるように、事業者、自治会・自主防災組織及び学校関係者等に対する教育や支援を実施し、当該訓練の実施を踏まえた地震津波防災マニュアルの策定等を促進する。
32. 職員に対する防災教育【総務部、消防本部】
災害発生時に市は災害対策の中枢を担い、その役割は多岐にわたっていることから、防災対応マニュアルの作成・配布、研修等を通じ、防災教育の充実を図る。
33. 地震に強い消防水利の確保【消防本部】
消火栓の被害を想定した地震に強い消防水利を整備する。
34. 地すべりの防止【総務部、建設部】
現在及び過去において地すべりのあった箇所または将来地すべりの発生が予想される地区については、早急な地すべり防止区域の指定と行為の制限に向け県と協力して適切な地すべり対策工事の促進に努める。
35. 急傾斜地崩壊の対策【総務部、建設部】
危険度の高い順に県と協力して災害未然防止のための対策工事の促進に努める。
36. 住民の防災意識の高揚【総務部】
沖縄市ホームページやパンフレットでの防災知識の普及や地域での出前講座等様々な媒体や手法をとおして、住民の防災意識の高揚を図る。 また、自主防災組織に対して、資機材や活動拠点の整備等、活動を支援する。
37. 地区防災計画の普及【総務部】
市内の各地区の共助による計画的な防災活動を推進するため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や地区防災計画の事例等を活用し、自主防災組織や事業所等に地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。
38. 救出救助対策の充実【総務部、消防本部】
建物、土砂の中に生き埋めとなった者及び危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、以下の対策を推進していくこととする。 ア 市は、県と連携し、消防機関、警察及び自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施(総合防災訓練に含む)を図る。 イ 市は、県からの補助を活用し、自主防災組織用の救出救助用資機材の充実を図る。
39. 市営住宅の建て替え【建設部】
老朽化した市営住宅の建て替えを進める。

1-2) 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
1. 河川護岸の災害防止事業として、県へ事業要請【上下水道局】 今後の地震災害を念頭にした河川護岸の災害防止事業として、地盤沈下の顕著な地域において、必要に応じて、護岸の災害対策を河川管理者である県に検討を要請していく。 また、河川水等を緊急時の消火、生活用水として確保するため、階段護岸、取水用ピット等の整備を必要に応じ、県に要請していく。
2. 学校の防災拠点化の推進【総務部、指導部、教育部】 学校が地域の防災拠点として機能するため、教職員の役割の事前規定、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化等、必要な対策を講じる。
3. 雨水による浸水対策【上下水道局】 下水道による浸水対策については、雨水排水路の改修などの整備を推進するとともに、地域と連携し、雨水排水路等の清掃や雨水流出抑制など、総合的な浸水対策に取り組む。
4. 避難場所・避難所の指定・整備【再掲⇒1-1-1)】【総務部、健康福祉部、経済文化部、教育部】 【再掲のため記載省略】
5. 避難誘導対策の充実【再掲⇒1-1-2)】【総務部、健康福祉部、指導部、教育部、経済文化部】 【再掲のため記載省略】
6. 津波の浸水想定公表【再掲⇒1-1-3)】【総務部】 【再掲のため記載省略】
7. 防災の観点を取り入れた都市計画行政の推進【再掲⇒1-1-4)】【建設部、総務部】 【再掲のため記載省略】
8. 事業者における防災対策の強化【再掲⇒1-1-5)】【経済文化部】 【再掲のため記載省略】
9. 土地の新規開発に伴う指導の実施【再掲⇒1-1-7)】【建設部】 【再掲のため記載省略】
10. 災害教訓の伝承【再掲⇒1-1-8)】【教育部】 【再掲のため記載省略】
11. 地盤情報等の周知・広報【再掲⇒1-1-11)】【総務部】 【再掲のため記載省略】
12. 建築物等の耐震化の促進【再掲⇒1-1-13)】【建設部、各関係部】 【再掲のため記載省略】
13. 産業用地等の新規開発における地盤改良【再掲⇒1-1-15)】【建設部】 【再掲のため記載省略】

14. 港湾・漁港の後背地を防護するための堤防・胸壁の整備【再掲⇒1-1-16)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
15. 地震に関する情報の収集・伝達対策の充実【再掲⇒1-1-17)】【総務部、企画部】
【再掲のため記載省略】
16. 市民への防災知識の普及【再掲⇒1-1-26)】【総務部、消防本部】
【再掲のため記載省略】
17. 各種防災教育の実施【再掲⇒1-1-27)】【総務部、消防本部】
【再掲のため記載省略】
18. 市主体の防災訓練の実施【再掲⇒1-1-30)】【総務部、消防本部】
【再掲のため記載省略】
19. 地域防災訓練等の促進【再掲⇒1-1-31)】【総務部、消防本部】
【再掲のため記載省略】
20. 住民の防災意識の高揚【再掲⇒1-1-36)】【総務部】
【再掲のため記載省略】
21. 地区防災計画の普及【再掲⇒1-1-37)】【総務部】
【再掲のため記載省略】

1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
1. 津波の浸水想定公表【再掲⇒1-1-3)】【総務部】
【再掲のため記載省略】
2. 防災の観点を取り入れた都市計画行政の推進【再掲⇒1-1-4)】【建設部、総務部】
【再掲のため記載省略】
3. 港湾・漁港の後背地を防護するための堤防・胸壁の整備【再掲⇒1-1-16)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
4. 河川護岸の災害防止事業として、県へ事業要請【再掲⇒1-2-1)】【上下水道局】
【再掲のため記載省略】

1-4) 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態
1. 農地防災の促進【経済文化部】
地震・津波に伴う農地防災を計画的に促進し、関係機関と協力して被害拡大の防止に努める。
2. 避難場所・避難所の指定・整備【再掲⇒1-1-1)】【総務部、健康福祉部、経済文化部、教育部】
【再掲のため記載省略】

3. 避難誘導対策の充実【再掲⇒1-1-2)】【総務部、健康福祉部、指導部、教育部、経済文化部】
【再掲のため記載省略】
4. 事業者における防災対策の強化【再掲⇒1-1-5)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】
5. 災害教訓の伝承【再掲⇒1-1-8)】【教育部】
【再掲のため記載省略】
6. 緑地の保全【再掲⇒1-1-10)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
7. 地震に関する情報の収集・伝達対策の充実【再掲⇒1-1-17)】【総務部、企画部】
【再掲のため記載省略】
8. 市民への防災知識の普及【再掲⇒1-1-26)】【総務部、消防本部】
【再掲のため記載省略】
9. 各種防災教育の実施【再掲⇒1-1-27)】【総務部、消防本部】
【再掲のため記載省略】
10. 市主体の防災訓練の実施【再掲⇒1-1-30)】【総務部、消防本部】
【再掲のため記載省略】
11. 地域防災訓練等の促進【再掲⇒1-1-31)】【総務部、消防本部】
【再掲のため記載省略】
12. 地すべりの防止【再掲⇒1-1-34)】【総務部、建設部】
【再掲のため記載省略】
13. 急傾斜地崩壊の対策【再掲⇒1-1-35)】【総務部、建設部】
【再掲のため記載省略】
14. 住民の防災意識の高揚【再掲⇒1-1-36)】【総務部】
【再掲のため記載省略】
15. 地区防災計画の普及【再掲⇒1-1-37)】【総務部】
【再掲のため記載省略】

1-5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
1. 児童・生徒・園児等の保護等の事前措置【こどものまち推進部、指導部】
学校等において、災害発生時における保護者との連絡、児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。 また、市は、小学校就学前及び放課後の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。
2. 情報通信機器等の充実【総務部、企画部、消防本部】

市防災行政無線の現行システムの追加拡充、最新設備への更新等を推進し、J-ALERT（全国瞬時警報システム）及び災害情報共有システム（Lアラート）の活用を推進する。
3. ICT-BCP の策定【企画部】
「地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画（BCP）策定に関するガイドライン」に基づき、ICT-BCPを必要に応じて見直しを行い、災害時における本市の情報管理を図る。
4. 自家発電設備の整備【消防本部】
災害時における通信確保の重要性にかんがみ、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図る。
5. 市における気象観測体制の整備【消防本部】
市及び関係機関における観測施設の整備については、現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計（自記、テレメーター等）、水位計（自記、テレメーター等）の整備充実を図る。また、高潮警戒区域や土砂災害警戒区域等において、リアルタイムで観測可能なカメラ等の整備を図るものとする。
6. 災害用情報通信手段の確保【消防本部、総務部】
衛生電話等の移動無線の活用等による代替手段等を確保するほか、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化、関連装置の二重化等による冗長性の担保を図る。また、無線設備の定期的な総点検等、情報通信手段の管理を行う。
7. 電気通信事業者との協定の締結【消防本部】
災害発生時において、通信設備等の不足が生じる場合に備え、各電気通信事業者との間で、災害時の協力に関する協定等の締結を図る。
8. 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保【消防本部】
発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡分析等の重要性にかんがみ、通信手段の確保等を図る。
9. 広域災害・救急医療情報システムの整備【消防本部】
災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努める。
10. 通信設備・放送設備の優先利用措置【総務部】
通信設備の優先利用（基本法第 57 条）及び優先使用（同法第 79 条）について、電気通信事業者及び放送局とあらかじめ協議を行い、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送についての使用手続きを定めておく。
11. 災害情報の収集・伝達体制の充実【総務部】
通信施設及び設備等の整備を一層進めていくほか、J-ALERT、Lアラートの導入等により情報通信機器等の充実を図る。
12. 情報分析体制の充実【総務部】

収集した災害情報を的確に分析・整理する人材の育成及び専門家の意見活用体制を整備する。
13. 避難場所・避難所の指定・整備【再掲⇒1-1-1)】【総務部、健康福祉部、経済文化部、教育部】
【再掲のため記載省略】
14. 避難誘導対策の充実【再掲⇒1-1-2)】【総務部、健康福祉部、指導部、教育部、経済文化部】
【再掲のため記載省略】
15. 津波の浸水想定公表【再掲⇒1-1-3)】【総務部】
【再掲のため記載省略】
16. 防災の観点を取り入れた都市計画行政の推進【再掲⇒1-1-4)】【建設部、総務部】
【再掲のため記載省略】
17. 事業者における防災対策の強化【再掲⇒1-1-5)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】
18. 災害教訓の伝承【再掲⇒1-1-8)】【教育部】
【再掲のため記載省略】
19. 港湾・漁港の後背地を防護するための堤防・胸壁の整備【再掲⇒1-1-16)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
20. 地震に関する情報の収集・伝達対策の充実【再掲⇒1-1-17)】【総務部、企画部】
【再掲のため記載省略】
21. 津波に関する情報の収集・伝達対策の充実【再掲⇒1-1-18)】【総務部、企画部】
【再掲のため記載省略】
22. 市民への防災知識の普及【再掲⇒1-1-26)】【総務部、消防本部】
【再掲のため記載省略】
23. 各種防災教育の実施【再掲⇒1-1-27)】【総務部、消防本部】
【再掲のため記載省略】
24. 市主体の防災訓練の実施【再掲⇒1-1-30)】【総務部、消防本部】
【再掲のため記載省略】
25. 地域防災訓練等の促進【再掲⇒1-1-31)】【総務部、消防本部】
【再掲のため記載省略】
26. 住民の防災意識の高揚【再掲⇒1-1-36)】【総務部】
【再掲のため記載省略】
27. 地区防災計画の普及【再掲⇒1-1-37)】【総務部】
【再掲のため記載省略】

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
1. 医療機関、消防・警察署等の立地の適正化【健康福祉部、消防本部】 社会福祉施設等についてはできるだけ浸水の危険性の低い場所に整備されるよう図り、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化や、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎、消防署、警察署など災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。
2. 応急仮設住宅の設置等【健康福祉部、建設部】 被災者に対する応急仮設住宅の設置及び応急修理を実施する。 仮設住宅の設置にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した住宅の建設を考慮する。
3. 上水道施設の耐震性の強化【上下水道局】 上水道施設の新設及び改良等に際しては、十分な耐震設計及び耐震施工及び液状化対策を行うとともに、施設の維持管理に際しては、適切な保守点検による耐震性の確保に努める。また、代替性の確保、多重化等により供給システムの災害対策強化を推進する。
4. 給水に関する広域応援体制の整備【上下水道局】 災害時における円滑な応急給水を実施するための水道事業者及び水道用水供給事業者間の県内における広域的な応援体制については、「沖縄県水道災害相互応援協定」により整備されている。また、市内において、必要な人員、資機材が不足する場合には、沖縄市管工事協同組合や他市町村等との応援協定に基づく応援の要請を行う。
5. 職業のあっせん【経済文化部】 公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、県、市と連携して以下の措置を講じる。 (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置 (2) 公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
6. 中小企業者への融資対策【経済文化部】 商工会議所等の協力を求めて、金融相談を行い、融資の指導、あっせんを行うものとする。災害復旧資金、セーフティネット保証等の資金の活用を推進する。
7. 物価の安定等のための事前措置【総務部】

県と連携し、災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握等を行うこととしている。これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。

ア 災害発生時に価格監視する物品のリスト化及び監視方法の検討

イ 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

8. 市災害見舞金の支給【市民部】

「沖縄市災害見舞金等支給要綱」に基づき、災害を受けた市民に対し、迅速に災害見舞金を支給する。

9. 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給【市民部】

「沖縄市災害見舞金等支給要綱」に基づき、災害を受けた市民に対し、迅速に災害弔慰金および災害障害見舞金を支給する。

10. 生業資金の貸付【各関係部】

災害救助法が適用になった場合、被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金その他の小額融資の貸付資金を確保するため、災害援護資金等の導入に努めるものとする。

11. 被災世帯に対する住宅融資【各関係部】

低所得世帯あるいは母子世帯で災害により住宅を失いまたは破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修または非住家を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して、資金を融資するものとする。

12. 災害義援金品の募集及び分配【市民部】

県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れ物資を明確にし、報道機関を通じて国民に公表する。

13. 地震保険や共済制度の普及促進【市民部】

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、市はそれらの制度の普及促進に努める。

14. 被災者台帳の作成【各関係部】

必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成、活用し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置が漏れなく、効率的に実施されように努める。

15. 文教対策に関する事前措置【教育部、指導部】

県と連携し、災害発生時に文教対策を円滑に行うため、以下の事前措置を実施する。 ア 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討 イ 時間外災害発生時の児童、生徒及び学生の被災状況の把握方法の検討 ウ 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討 エ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立並びに文化財の耐震についての指導・助言
16. 広域避難場所機能の強化【総務部、建設部、企画部、経済文化部】 広域避難場所として指定されているコザ運動公園の防災機能をより一層効果的に発揮させるため、防災拠点機能の強化を図れるよう検討を行う。
17. 防災拠点の整備【建設部、総務部、教育部】 防災拠点は、平常時には防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動を行う場所となる。このため、自治会や小・中校区において、防災拠点の整備の検討を行う。
18. 災害復興住宅資金の融資【建設部】 市は、被害地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄振興開発金融公庫法令に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入促進を図るものとする。
19. 無電柱化の促進【建設部】 避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、関係事業者と連携し、無電柱化の促進を図るものとする。
20. 非常災害指定時の消防用設備等の基準の検討【消防本部】 著しく異常かつ激甚な非常災害で避難所、応急仮設住宅、臨時医療施設が著しく不足する場合には、災害対策基本法第 86 条の2及び第 86 条の3により、消防法第 17 条の規定が除外される災害に指定される場合がある。 このような災害時に、臨時の避難所や応急仮設住宅等を速やかに確保できるように、市及び消防本部は、消防法に準ずる消防用設備等の設置・維持基準を検討する。
21. 農業・林業・漁業者への融資対策【経済文化部】 農業・林業・漁業従事者が沖縄振興開発金融公庫等の融資制度を速やかに利用できるよう支援する。
22. 緊急輸送道路の整備【建設部】 緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、緊急輸送道路について地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い整備に努める。
23. 重要道路啓開のための体制整備【建設部】

災害発生後速やかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに啓開し、関係団体の協力を得られるよう、資機材の確保、応急復旧体制等体制整備に努める。
24. 災害用資機材の確保【各関係部】
迅速・的確な災害応急対策の実施にあたっては、膨大な数の救出救助用資機材、消火用資機材、食品、水、寝具等の生活必需品の確保が必要なため、資機材の確保の充実に努める。 なお、県及び市等は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、不足する資機材等については、関係機関や民間事業者と連携して必要な量を備蓄し、又は災害時に迅速に調達できる体制等の整備に努める。
25. 家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等への備蓄の啓発【総務部、各関係部】
災害発生初期の段階においては、住民や各機関それぞれが備蓄する食料・水・被服寝具等など生活必需品により生活の確保を図る体制を構築するため、これに備えた事前の準備が必要である。このため、家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間(概ね7日間)、食料・水・被服寝具等など生活必需品を各々において備蓄するよう、普及・啓発を行う。
26. 広域一時滞在等の事前措置【総務部】
大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞在が可能となるよう、沖縄市地域防災計画を踏まえ、他市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結等を検討し、実施に努める。
27. 早期のり災証明の交付体制の確立【市民部、消防本部、経済文化部】
発災後早期にり災証明の交付体制を確立し、被災者から申請がある場合、速やかに、り災証明を発行するものとする。なお、火災のみの場合のり災証明については、消防本部にて発行し、災害により農地や農業施設、農業機械に多大な被害を被った場合のり災証明は、農林水産班にて発行する。
28. 避難場所・避難所の指定・整備【再掲⇒1-1-1)】【総務部、健康福祉部、経済文化部、教育部】
【再掲のため記載省略】
29. 公園の整備【再掲⇒1-1-9)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
30. 学校の防災拠点化の推進【再掲⇒1-2-2)】【総務部、指導部、教育部】
【再掲のため記載省略】
2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
1. 防災上重要な道路の整備【建設部】

避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、都市部の地域の道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。
2. 道路施設の整備【建設部】 道路施設の耐震性の確保を基本として道路施設整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施設の耐震補強を実施する。 ・所管道路について危険箇所調査を実施し、補修等対策工事を行う。 ・耐震点検調査に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強及び落橋防止装置の整備を実施する。
3. 緊急輸送道路ネットワークの形成【建設部】 道路管理者は、消防、救急・救助及び輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路（緊急輸送道路）幅員の拡大や改良等を推進するとともに、これらと交通、輸送、給水及び災害対策等の拠点（ターミナル、港湾、空港、臨時ヘリポート、水道施設等）へのアクセス道路を有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動を円滑に実施できるようにする。
4. 道路、河川・水路等における障害物の除去【建設部、上下水道局、経済文化部】 道路等管理者は、発災直後の救助活動等を行うため、道路上の障害物を除去する。特に、交通路の確保のため緊急輸送道路を優先的に行う。 また、河川・水路等管理者は管理する区域の障害物を除去する。
5. 海自艦艇および海上保安庁ヘリコプター等による孤立者・孤立集落調査及び避難支援、生活物資輸送支援【海上自衛隊、海上保安庁】 災害時に孤立集落が発生した場合、当該地域の孤立者の調査および避難支援、生活物資輸送支援を、海上自衛隊艦艇や海上保安庁の巡視船艇・ヘリコプター等によって実施する。
6. 避難場所・避難所の指定・整備【再掲⇒1-1-1)】【総務部、健康福祉部、経済文化部、教育部】 【再掲のため記載省略】
7. 津波の浸水想定公表【再掲⇒1-1-3)】【総務部】 【再掲のため記載省略】
8. 防災の観点を取り入れた都市計画行政の推進【再掲⇒1-1-4)】【建設部、総務部】 【再掲のため記載省略】
9. 港湾・漁港の後背地を防護するための堤防・胸壁の整備【再掲⇒1-1-16)】【建設部】 【再掲のため記載省略】
10. 河川護岸の災害防止事業として、県へ事業要請【再掲⇒1-2-1)】【上下水道局】 【再掲のため記載省略】

11. 文教対策に関する事前措置【再掲⇒2-1-15)】【教育部、指導部】
【再掲のため記載省略】
12. 無電柱化の促進【再掲⇒2-1-19)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
13. 重要道路啓開のための体制整備【再掲⇒2-1-23)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
14. 家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等への備蓄の啓発【再掲⇒2-1-25)】【総務部、各関係部】
【再掲のため記載省略】
15. 広域一時滞在等の事前措置【再掲⇒2-1-26)】【総務部】
【再掲のため記載省略】

2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救急・救助活動等の絶対的不足
1. 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ【総務部、建設部、教育部】
公共施設を中心に活動拠点の候補地を、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワーク等を考慮してリストアップして関係機関と情報を共有する。
2. 公的機関等の業務継続性の確保【各関係部】
地震・津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、非常時優先業務等を踏まえた業務継続計画の策定に努め、PDCA サイクルを実施する。
3. 市内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結【経済文化部】
災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材又は業務に関係する企業等から、災害時の協力・連携が円滑に行われるように市内関係企業、業界及び民間団体との間で応援協力協定を締結し、人的・物的協力の具体的な内容や手順等を明確化する。
4. 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実【総務部、企画部】
災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、災害対策本部の機能の充実強化、防災対応マニュアルの作成等を推進する。
5. 消防職員の充実【消防本部】
市は県と連携し、適正な消防職員の確保を促すための働きかけを行うとともに、市は適正数の確保・強化を図る。
6. 消防団員の充実【消防本部】
県と連携して以下の取組を実施し、消防団員の充実を図るための検討等を実施する。 ア 市消防団条例の引き上げ、機能別消防団の導入促進 イ 市民等への消防団活動の広報 ウ 消防学校及び消防本部等による消防団員の訓練の充実強化 エ 青年層、女性層及び被雇用者等の消防団員への参加促進等
7. 在日米軍との協力体制の充実【消防本部】

災害時の人命救助、緊急輸送等に有効な在沖米軍との相互連携や基地への立ち入り等について検討し、必要な災害協定や運用マニュアルの整備等を進める。なお、以下の災害協定、マニュアル等が現在整備されている。 ・災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル(県) ・緊急時の消防車両の基地内通過に関する協定(消防本部) ・消防相互援助協約(消防本部) ・嘉手納空軍基地第 18 航空団及び沖縄市との消防相互援助の覚書(消防本部)
8. 救急体制の充実と救急業務の高度化【消防本部、沖縄市自治会長協議会、沖縄市女性防火クラブ】 市は、コンビニエンスストアへのAED設置や計画的な更新に取り組むとともに、応急手当講習会を開催し、バイスタンダーの育成を図るなど、市民の自主救護能力の向上に向けて取り組む。さらに、救急ステーション認定事業所の増加に向けた取り組みをすすめる。 また、自治会長協議会においては、年1回市内全自治会長への応急手当講習会を開催し、自主救護能力の向上を図る。沖縄市女性防火クラブにおいても、救急講習等の受講により、災害時対応能力の向上に努める。
9. 専門ボランティアとの連携体制の充実【教育部】 地域ボランティアの確保・育成に努め、学校・家庭・地域の連携体制の充実を図る。
10. 市町村間の相互応援協力協定締結の推進【総務部】 他市町村との相互応援協力協定の締結に努めるとともに、被災地周辺地域となった場合に後方支援基地としての機能を発揮できるよう、事前の準備に努める。
11. 自衛隊との連携の充実【総務部、陸上自衛隊、海上自衛隊、関係機関】 市は、被害想定結果等を踏まえて災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を事前に明確化する。 また、陸上自衛隊および海上自衛隊、その他関係機関においては、市主催の防災訓練に参加し、平時より連携の強化を図る。
12. 応援・受援の備えの推進【総務部】 県、市及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、応援先等の指定、応援・受援に関する連絡・要請手段等を示した応援計画及び受援計画を策定し、事前の準備に努める。
13. 建築物等の耐震化の促進【再掲⇒1-1-13)】【建設部、各関係部】 【再掲のため記載省略】
14. 地震に強い消防水利の確保【再掲⇒1-1-33)】【消防本部】 【再掲のため記載省略】
15. 救出救助対策の充実【再掲⇒1-1-38)】【総務部、消防本部】 【再掲のため記載省略】
16. 災害用資機材の確保【再掲⇒2-1-24)】【各関係部】

2-4) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客を含む)への水・食糧等の供給不足

1. 不特定多数の者が利用する施設における安全確保【健康福祉部、市民部、経済文化部】

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に施設等から避難できるよう高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づき、施設や付属設備等の整備に努める。

また、施設の管理者は、災害発生時に施設自体が崩壊したり、火災が発生することのないよう施設や付属設備等の常時点検に努める。

2. 観光客・旅行者向けの避難標識等の整備【総務部、経済文化部】

避難所・避難路等の標識が、観光客・旅行者にも容易に判別できる統一的な図記号を使用した標識とし、図記号の見方に関する周知にも努め、安全確保に努める。

3. 観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備【経済文化部】

観光施設、交通施設、旅館・ホテル等の施設管理者は、地震・津波災害時の避難誘導マニュアルや避難支援体制を事前に整備しておくなど、観光・宿泊客の安全を確保するとともに、交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客等が待機できるよう平素から食料・水・被服寝具など生活必需品の備蓄に努めるものとする。

市は、津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。

また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時発信可能な環境の整備に努める。

4. 観光関連施設の耐震化促進【経済文化部】

観光関連団体と連携し、観光関連施設の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策の実施に努める。

5. 観光危機管理体制の整備【経済文化部】

県及び観光関連団体等と連携して観光危機管理に関する知識等の普及啓発を図る。

また、国、県及び観光関連団体等と連携し、観光危機発生時に観光客が必要とする各種情報を収集し、要支援観光客や交通手段などにも配慮しつつ総合的かつ迅速に、情報発信を行える体制を整備に努める。

危機発生時には、県、市、(一財)沖縄観光コンベンションビューロー、観光関連団体・事業者等間の通信を確保できるよう、非常用通信手段の整備に努める。

6. 外国人への防災知識の普及【経済文化部、沖縄市自治会長協議会】

ハザードマップや避難誘導標識等への外国語の併記や、外国人に対し防災知識の普及・啓発を図るものとする。 また、自治会長協議会においては、自治会と外国人住民との交流を増やし、コミュニケーションを取りながら、防災知識の啓発に努める。
7. 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備【経済文化部】 災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図るものとする。
8. 避難場所・避難所の指定・整備【再掲⇒1-1-1)】【総務部、健康福祉部、経済文化部、教育部】 【再掲のため記載省略】
9. 公園の整備【再掲⇒1-1-9)】【建設部】 【再掲のため記載省略】
10. 学校の防災拠点化の推進【再掲⇒1-2-2)】【総務部、指導部、教育部】 【再掲のため記載省略】
11. 文教対策に関する事前措置【再掲⇒2-1-15)】【教育部、指導部】 【再掲のため記載省略】
12. 広域避難場所機能の強化【再掲⇒2-1-16)】【総務部、建設部、企画部、経済文化部】 【再掲のため記載省略】
13. 防災拠点の整備【再掲⇒2-1-17)】【建設部、総務部、教育部】 【再掲のため記載省略】
14. 家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等への備蓄の啓発【再掲⇒2-1-25)】【総務部、各関係部】 【再掲のため記載省略】
15. 広域一時滞在等の事前措置【再掲⇒2-1-26)】【総務部】 【再掲のため記載省略】

2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
1. 緊急医療対策の充実【健康福祉部、こどものまち推進部】 大きな地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフラインの停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速・的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。 そのため、行政機関と医師会等医療関係者の連携のもとに協定を締結し、総合的な緊急医療対策を検討していく。
2. 社会福祉施設等における安全確保【健康福祉部】

施設ごとに避難計画の作成および避難訓練の実施を行う。また、設備等の安全点検を行い、地域社会との平時の連携にも努めることとする。
3. 建築物等の耐震化の促進【再掲⇒1-1-13)】【建設部、各関係部】
【再掲のため記載省略】
4. 医療機関、消防・警察署等の立地の適正化【再掲⇒2-1-1)】【健康福祉部、消防本部】
【再掲のため記載省略】
5. 無電柱化の促進【再掲⇒2-1-19)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
6. 緊急輸送道路の整備【再掲⇒2-1-22)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
7. 家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等への備蓄の啓発【再掲⇒2-1-25)】【総務部、各関係部】
【再掲のため記載省略】
8. 防災上重要な道路の整備【再掲⇒2-2-1)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
9. 道路施設の整備【再掲⇒2-2-2)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
10. 緊急輸送道路ネットワークの形成【再掲⇒2-2-3)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
11. 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ【再掲⇒2-3-1)】【総務部、建設部、教育部】
【再掲のため記載省略】
12. 公的機関等の業務継続性の確保【再掲⇒2-3-2)】【各関係部】
【再掲のため記載省略】
13. 市内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結【再掲⇒2-3-3)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】
14. 在日米軍との協力体制の充実【再掲⇒2-3-7)】【消防本部】
【再掲のため記載省略】
15. 専門ボランティアとの連携体制の充実【再掲⇒2-3-9)】【教育部】
【再掲のため記載省略】
16. 市町村間の相互応援協力協定締結の推進【再掲⇒2-3-10)】【総務部】
【再掲のため記載省略】
17. 自衛隊との連携の充実【再掲⇒2-3-11)】【総務部】
【再掲のため記載省略】
18. 応援・受援の備えの推進【再掲⇒2-3-12)】【総務部】
【再掲のため記載省略】

2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
1. 臨時予防接種や避難所の感染症対策措置等、保健衛生の実施【こどものまち推進部、健康福祉部】 予防接種法第6条第1項の規定による知事の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期または期間を指定して実施するものとする。 また、避難所を開設したときは、県の指導のもとに避難所における感染症対策の徹底を期さなければならない。このため、避難所内における衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症対策に万全を期するものとする。 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。 保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者（高齢者、障害者等の要配慮者も含む）のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導）や関係機関との調整を行うものとする。
2. 被災地における食品衛生の監視【健康福祉部、こどものまち推進部】 市は、災害時の状況に応じて必要と判断したときは、県に対し食品衛生監視班の編成と被災地における食品衛生監視活動を要請するものとする。
3. 下水道施設の耐震性、液状化対策の強化及びバックアップ施設の整備【上下水道局】 下水道施設の施工にあたっては十分な耐震性を有するよう努めるとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二条化など災害に強い下水道の整備に努める。
4. マンホールトイレの整備【上下水道局】 下水道施設被害により避難所や家庭内、宿泊施設等の被災者が生活する場においてトイレが使用できなくなることが想定されるため、「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）」を参考に、マンホールトイレ整備・運用について、関係課と調整を行いながら計画し、避難所や避難場所等にマンホールトイレの整備推進に努める。
5. 遺体収容、安置、引渡及び埋葬等【市民部、健康福祉部、各関係部】 遺体収容施設での対応は、24 時間体制で遺体の受付、保管・管理及び引き渡し手続き等（火葬、火葬許可）に追われることから、過去の対応事例や課題等を勘案し、担当する職員の体制や精神的ケアにも十分留意し、関係機関と連携のうえ、体制整備に努める。
6. 被災地における環境衛生の維持【市民部、各関係部】 感染症の患者が発生し、または感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地または建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導する。 床上浸水等の被害にあった建物においては、厚生労働省の推進する消毒方法を周知した

上で被災世帯に消毒薬剤等を配布し、各自で清潔を保つよう指導を行い環境衛生の維持をはかる。
7. 被災地域におけるし尿の収集及び実施【市民部】 被災地域におけるし尿の収集及び実施について、清掃班を組織し対応するものとする。
8. 犬等の保護・収容【市民部】 災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、市飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行うものとする。
9. ペット同伴の避難者への対応【市民部】 市は、避難所等での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。 避難所でのペットの状況を把握し、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。
10. 医療機関、消防・警察署等の立地の適正化【再掲⇒2-1-1）】【健康福祉部、消防本部】 【再掲のため記載省略】
11. 広域避難場所機能の強化【再掲⇒2-1-16）】【総務部、建設部、企画部、経済文化部】 【再掲のため記載省略】
12. 防災拠点の整備【再掲⇒2-1-17）】【建設部、総務部、教育部】 【再掲のため記載省略】

2-7) 避難行動要支援者への支援の不足等により、要配慮者に多数の死傷者が発生する事態
1. 在宅で介護を必要とする者の安全確保【健康福祉部】 避難行動要支援者の支援対策として、避難行動要支援者支援に関する「沖縄市災害時要援護者避難支援計画」と、災害時等の場合に避難行動要支援者のもとへ駆けつけ、避難支援ができる者、避難先等を記載した「個別計画書」（名簿・台帳）の整備を推進する。 また、災害対策基本法第 49 条の 10～13、第 50 条第2項及び第 56 条各項並びに内閣府の「避難行動要支援者の避難に関する取組指針」に基づき、避難行動要支援者の名簿作成に取り組む。
2. 事業者における防災対策の強化【再掲⇒1-1-5）】【経済文化部】 【再掲のため記載省略】
3. 災害教訓の伝承【再掲⇒1-1-8）】【教育部】 【再掲のため記載省略】
4. 市民への防災知識の普及【再掲⇒1-1-26）】【総務部、消防本部】

【再掲のため記載省略】
5. 各種防災教育の実施【再掲⇒1-1-27)】【総務部、消防本部】
【再掲のため記載省略】
6. 市主体の防災訓練の実施【再掲⇒1-1-30)】【総務部、消防本部】
【再掲のため記載省略】
7. 地域防災訓練等の促進【再掲⇒1-1-31)】【総務部、消防本部】
【再掲のため記載省略】
8. 住民の防災意識の高揚【再掲⇒1-1-36)】【総務部】
【再掲のため記載省略】
9. 地区防災計画の普及【再掲⇒1-1-37)】【総務部】
【再掲のため記載省略】
10. 消防団員の充実【再掲⇒2-3-6)】【消防本部】
【再掲のため記載省略】
11. 不特定多数の者が利用する施設における安全確保【再掲⇒2-4-1)】【健康福祉部、市民部、経済文化部】
【再掲のため記載省略】
12. 観光客・旅行者向けの避難標識等の整備【再掲⇒2-4-2)】【総務部、経済文化部】
【再掲のため記載省略】
13. 観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備【再掲⇒2-4-3)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】
14. 観光関連施設の耐震化促進【再掲⇒2-4-4)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】
15. 観光危機管理体制の整備【再掲⇒2-4-5)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】
16. 外国人への防災知識の普及【再掲⇒2-4-6)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】
17. 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備【再掲⇒2-4-7)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】
18. 社会福祉施設等における安全確保【再掲⇒2-5-2)】【健康福祉部】
【再掲のため記載省略】

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の低下

1. 公的機関等の業務継続性の確保【再掲⇒2-3-2)】【各関係部】
【再掲のため記載省略】
2. 市町村間の相互応援協力協定締結の推進【再掲⇒2-3-10)】【総務部】
【再掲のため記載省略】

3-2) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
1. 防災上重要な道路の整備【再掲⇒2-2-1)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
2. 道路施設の整備【再掲⇒2-2-2)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
3. 緊急輸送道路ネットワークの形成【再掲⇒2-2-3)】【建設部】
【再掲のため記載省略】

3-3) 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
1. 職員の動員配備対策の充実【総務部】
職員（要員）の安全の確保に十分に配慮しつつ、できるだけ早くかつ多くの要員確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、市職員が災害発生後すみやかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。 ・職員の家庭における安全確保対策の徹底 ・24 時間体制等の整備 等
2. 応急対策実施のための労務者の確保【総務部】
市長は、沖縄公共職業安定所長に対し、必要労務者数、作業内容等を明示し、労務者の供給を依頼するものとする。また、災害応急対策または災害復旧の必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請するものとする。 その他、職員の派遣あっせんの要求、従事命令、協力命令等により、労務者の確保に努める。
3. 住民サポートセンターの開設【市民部】
被災者の抱える相談や問い合わせに対処するため、市は、県その他関係機関と連携して住民サポートセンターを開設するものとする。 センターの開設にあたっては、被災者の便宜を考慮し、できるだけ関係機関を一堂に集めるよう努めるものとする。
4. 建築物等の耐震化の促進【再掲⇒1-1-13)】【建設部、各関係部】
【再掲のため記載省略】
5. 職員に対する防災教育【再掲⇒1-1-32)】【総務部、消防本部】
【再掲のため記載省略】

6. 医療機関、消防・警察署等の立地の適正化【再掲⇒2-1-1)】【健康福祉部、消防本部】
【再掲のため記載省略】
7. 早期のり災証明の交付体制の確立【再掲⇒2-1-27)】【市民部、消防本部、経済文化 部】
【再掲のため記載省略】
8. 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ【再掲⇒2-3-1)】【総務部、建設部、教育 部】
【再掲のため記載省略】
9. 公的機関等の業務継続性の確保【再掲⇒2-3-2)】【各関係部】
【再掲のため記載省略】
10. 市内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結【再掲⇒2-3-3)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】
11. 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実【再掲⇒2-3-4)】【総務部、企 画部】
【再掲のため記載省略】
12. 消防職員の充実【再掲⇒2-3-5)】【消防本部】
【再掲のため記載省略】
13. 消防団員の充実【再掲⇒2-3-6)】【消防本部】
【再掲のため記載省略】
14. 在日米軍との協力体制の充実【再掲⇒2-3-7)】【消防本部】
【再掲のため記載省略】
15. 専門ボランティアとの連携体制の充実【再掲⇒2-3-9)】【教育部】
【再掲のため記載省略】
16. 市町村間の相互応援協力協定締結の推進【再掲⇒2-3-10)】【総務部】
【再掲のため記載省略】
17. 自衛隊との連携の充実【再掲⇒2-3-11)】【総務部】
【再掲のため記載省略】
18. 応援・受援の備えの推進【再掲⇒2-3-12)】【総務部】
【再掲のため記載省略】
19. 遺体収容、安置、引渡及び埋葬等【再掲⇒2-6-5)】【市民部、健康福祉部、各関係部】
【再掲のため記載省略】

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

1. 建築物等の耐震化の促進【再掲⇒1-1-13)】【建設部、各関係部】
【再掲のため記載省略】
2. 自家発電設備の整備【再掲⇒1-5-4)】【消防本部】
【再掲のため記載省略】
3. 無電柱化の促進【再掲⇒2-1-19)】【建設部】
【再掲のため記載省略】

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
1. 建築物等の耐震化の促進【再掲⇒1-1-13)】【建設部、各関係部】
【再掲のため記載省略】
2. 情報通信機器等の充実【再掲⇒1-5-2)】【総務部、企画部、消防本部】
【再掲のため記載省略】
3. ICT-BCP の策定【再掲⇒1-5-3)】【企画部】
【再掲のため記載省略】
4. 市における気象観測体制の整備【再掲⇒1-5-5)】【消防本部】
【再掲のため記載省略】
5. 災害用情報通信手段の確保【再掲⇒1-5-6)】【消防本部、総務部】
【再掲のため記載省略】
6. 電気通信事業者との協定の締結【再掲⇒1-5-7)】【消防本部】
【再掲のため記載省略】
7. 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保【再掲⇒1-5-8)】【消防本部】
【再掲のため記載省略】
8. 広域災害・救急医療情報システムの整備【再掲⇒1-5-9)】【消防本部】
【再掲のため記載省略】
9. 通信設備・放送設備の優先利用措置【再掲⇒1-5-10)】【総務部】
【再掲のため記載省略】
10. 災害情報の収集・伝達体制の充実【再掲⇒1-5-11)】【総務部】
【再掲のため記載省略】
11. 情報分析体制の充実【再掲⇒1-5-12)】【総務部】
【再掲のため記載省略】

4-3) 高齢者・外国人等の災害弱者の情報獲得手段が限られていることによる重要情報伝達の不備
1. 事業者における防災対策の強化【再掲⇒1-1-5)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】

2. 災害教訓の伝承【再掲⇒1-1-8)】【教育部】
【再掲のため記載省略】
3. 市民への防災知識の普及【再掲⇒1-1-26)】【総務部、消防本部】
【再掲のため記載省略】
4. 各種防災教育の実施【再掲⇒1-1-27)】【総務部、消防本部】
【再掲のため記載省略】
5. 市主体の防災訓練の実施【再掲⇒1-1-30)】【総務部、消防本部】
【再掲のため記載省略】
6. 地域防災訓練等の促進【再掲⇒1-1-31)】【総務部、消防本部】
【再掲のため記載省略】
7. 住民の防災意識の高揚【再掲⇒1-1-36)】【総務部】
【再掲のため記載省略】
8. 地区防災計画の普及【再掲⇒1-1-37)】【総務部】
【再掲のため記載省略】
9. 情報通信機器等の充実【再掲⇒1-5-2)】【総務部、企画部、消防本部】
【再掲のため記載省略】
10. ICT-BCP の策定【再掲⇒1-5-3)】【企画部】
【再掲のため記載省略】
11. 自家発電設備の整備【再掲⇒1-5-4)】【消防本部】
【再掲のため記載省略】
12. 市における気象観測体制の整備【再掲⇒1-5-5)】【消防本部】
【再掲のため記載省略】
13. 災害用情報通信手段の確保【再掲⇒1-5-6)】【消防本部、総務部】
【再掲のため記載省略】
14. 電気通信事業者との協定の締結【再掲⇒1-5-7)】【消防本部】
【再掲のため記載省略】
15. 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保【再掲⇒1-5-8)】【消防本部】
【再掲のため記載省略】
16. 広域災害・救急医療情報システムの整備【再掲⇒1-5-9)】【消防本部】
【再掲のため記載省略】
17. 通信設備・放送設備の優先利用措置【再掲⇒1-5-10)】【総務部】
【再掲のため記載省略】
18. 災害情報の収集・伝達体制の充実【再掲⇒1-5-11)】【総務部】
【再掲のため記載省略】
19. 情報分析体制の充実【再掲⇒1-5-12)】【総務部】

【再掲のため記載省略】
20. 消防団員の充実【再掲⇒2-3-6】【消防本部】
【再掲のため記載省略】

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下
1. 非常用電源設備等の整備【各関係部、沖縄電力】
災害対策本部設置施設及び消防本部や上下水道局、コザ運動公園内施設等の災害時に重要な対策を実施する施設並びに避難所等においては、災害時に防災機能が十分に発揮できるよう、エネルギーの多様化、非常用電源設備等の整備の検討を進める。
2. ライフライン等の共同溝等の整備【建設部】
ライフライン施設の地震による被害を最小限に止めるため、電線、水管等の公益物件を収容するための共同溝等の整備を推進する。
3. 高圧ガス製造所等の保安対策【消防本部】
高圧ガス製造所等の所有者、管理者または占有者に対し法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ保安の監督指導を行う。 高圧ガス製造所等については、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。
4. 高圧ガス保安推進月間運動、高圧ガス保安活動促進週間の実施【消防本部】
高圧ガス保安推進月間、高圧ガス保安活動促進週間に、安全体制の確保、管理の徹底を推進する。
5. 漁港の整備【経済文化部】
漁港において、耐震強化岸壁、緑地等の整備及び震災後の物資輸送拠点としての機能を確保するため、関係機関に要請等を行い、漁港等の強化を促進する。
6. 漁港の応急復旧体制の確保【経済文化部】
港湾管理者及び漁港管理者による関係機関と連携した発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策に対し、市はその対策の支援を行う。
7. 農作物応急対策【経済文化部】
災害により農作物が被害を受け、種苗の供給の必要がある場合は、沖縄県農業協同組合等と協力して必要量の確保に努める。
8. 家畜応急対策【経済文化部】

家畜疾病の発生を予防するため、災害地域の農場に対して、県の指示に従い必要な防疫対策の実施に協力する。
9. 水産物応急対策【経済文化部】
災害により水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は県に確保要請を行う。災害により水産養殖物に魚病発生のおそれがある場合、その発生まん延のための防止について県の指導を要請する。
10. 漁船漁具応急対策【経済文化部】
台風、津波等の災害が予想されるときは、所有者において漁船漁具を安全な場所に避難させるものとし、市は、この場合の避難場所の選定、避難の方法等について、必要に応じて漁協及び漁港関係者間で事前協議を行うよう促す。
11. 事業者における防災対策の強化【再掲⇒1-1-5)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】
12. 土地の新規開発に伴う指導の実施【再掲⇒1-1-7)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
13. 地盤情報等の周知・広報【再掲⇒1-1-11)】【総務部】
【再掲のため記載省略】
14. 建築物等の耐震化の促進【再掲⇒1-1-13)】【建設部、各関係部】
【再掲のため記載省略】
15. 産業用地等の新規開発における地盤改良【再掲⇒1-1-15)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
16. 無電柱化の促進【再掲⇒2-1-19)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
17. 緊急輸送道路の整備【再掲⇒2-1-22)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
18. 重要道路啓開のための体制整備【再掲⇒2-1-23)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
19. 災害用資機材の確保【再掲⇒2-1-24)】【各関係部】
【再掲のため記載省略】
20. 防災上重要な道路の整備【再掲⇒2-2-1)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
21. 道路施設の整備【再掲⇒2-2-2)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
22. 緊急輸送道路ネットワークの形成【再掲⇒2-2-3)】【建設部】
【再掲のため記載省略】

5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
1. 中核給油所(中核SS)等の把握【総務部】
国による整備、指定を進めている災害対応能力を強化した石油製品の供給拠点となり、災害時に緊急車両に対して優先給油を行う役割を担う中核SSIについて、その所在地を把握し、共有を図る。
2. 事業者における防災対策の強化【再掲⇒1-1-5)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】
3. 土地の新規開発に伴う指導の実施【再掲⇒1-1-7)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
4. 地盤情報等の周知・広報【再掲⇒1-1-11)】【総務部】
【再掲のため記載省略】
5. 建築物等の耐震化の促進【再掲⇒1-1-13)】【建設部、各関係部】
【再掲のため記載省略】
6. 産業用地等の新規開発における地盤改良【再掲⇒1-1-15)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
7. 非常用電源設備等の整備【再掲⇒5-1-1)】【各関係部】
【再掲のため記載省略】
8. ライフライン等の共同溝等の整備【再掲⇒5-1-2)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
9. 高圧ガス製造所等の保安対策【再掲⇒5-1-3)】【消防本部】
【再掲のため記載省略】
10. 高圧ガス保安推進月間運動、高圧ガス保安活動促進週間の実施【再掲⇒5-1-4)】【消防本部】
【再掲のため記載省略】
11. 漁港の整備【再掲⇒5-1-5)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】
12. 漁港の応急復旧体制の確保【再掲⇒5-1-6)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】

5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
1. 事業者における防災対策の強化【再掲⇒1-1-5)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】
2. 土地の新規開発に伴う指導の実施【再掲⇒1-1-7)】【建設部】
【再掲のため記載省略】

3. 地盤情報等の周知・広報【再掲⇒1-1-11)】【総務部】
【再掲のため記載省略】
4. 建築物等の耐震化の促進【再掲⇒1-1-13)】【建設部、各関係部】
【再掲のため記載省略】
5. 産業用地等の新規開発における地盤改良【再掲⇒1-1-15)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
6. 危険物製造所等に対する指導【再掲⇒1-1-21)】【消防本部】
【再掲のため記載省略】
7. 危険物運搬車両に対する指導【再掲⇒1-1-22)】【消防本部】
【再掲のため記載省略】
8. 防災保安教育の実施【再掲⇒1-1-23)】【消防本部】
【再掲のため記載省略】
9. 危険物製造所等の予防対策【再掲⇒1-1-24)】【消防本部】
【再掲のため記載省略】
10. 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策【再掲⇒1-1-25)】【消防本部】
【再掲のため記載省略】
11. 非常用電源設備等の整備【再掲⇒5-1-1)】【各関係部】
【再掲のため記載省略】
12. ライフライン等の共同溝等の整備【再掲⇒5-1-2)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
13. 高圧ガス製造所等の保安対策【再掲⇒5-1-3)】【消防本部】
【再掲のため記載省略】
14. 高圧ガス保安推進月間運動、高圧ガス保安活動促進週間の実施【再掲⇒5-1-4)】【消防本部】
【再掲のため記載省略】
15. 漁港の整備【再掲⇒5-1-5)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】
16. 漁港の応急復旧体制の確保【再掲⇒5-1-6)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】
17. 農作物応急対策【再掲⇒5-1-7)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】
18. 家畜応急対策【再掲⇒5-1-8)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】
19. 水産物応急対策【再掲⇒5-1-9)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】
20. 漁船漁具応急対策【再掲⇒5-1-10)】【経済文化部】

【再掲のため記載省略】

5-4) 食料等の安定供給の停滞

1. 事業者における防災対策の強化【再掲⇒1-1-5)】【経済文化部】

【再掲のため記載省略】

2. 建築物等の耐震化の促進【再掲⇒1-1-13)】【建設部、各関係部】

【再掲のため記載省略】

3. 農業・林業・漁業者への融資対策【再掲⇒2-1-21)】【経済文化部】

【再掲のため記載省略】

4. 重要道路啓開のための体制整備【再掲⇒2-1-23)】【建設部】

【再掲のため記載省略】

5. 災害用資機材の確保【再掲⇒2-1-24)】【各関係部】

【再掲のため記載省略】

6. 農作物応急対策【再掲⇒5-1-7)】【経済文化部】

【再掲のため記載省略】

7. 家畜応急対策【再掲⇒5-1-8)】【経済文化部】

【再掲のため記載省略】

8. 水産物応急対策【再掲⇒5-1-9)】【経済文化部】

【再掲のため記載省略】

9. 漁船漁具応急対策【再掲⇒5-1-10)】【経済文化部】

【再掲のため記載省略】

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1) 電力供給ネットワーク(発電所・送配電設備)や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

1. 事業者における防災対策の強化【再掲⇒1-1-5)】【経済文化部】

【再掲のため記載省略】

2. 建築物等の耐震化の促進【再掲⇒1-1-13)】【建設部、各関係部】

【再掲のため記載省略】

3. 非常用電源設備等の整備【再掲⇒5-1-1)】【各関係部】

【再掲のため記載省略】

4. ライフライン等の共同溝等の整備【再掲⇒5-1-2)】【建設部】

【再掲のため記載省略】

5. 高圧ガス製造所等の保安対策【再掲⇒5-1-3)】【消防本部】
【再掲のため記載省略】
6. 高圧ガス保安推進月間運動、高圧ガス保安活動促進週間の実施【再掲⇒5-1-4)】【消防本部】
【再掲のため記載省略】
7. 漁港の整備【再掲⇒5-1-5)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】
8. 漁港の応急復旧体制の確保【再掲⇒5-1-6)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】
9. 中核給油所(中核SS)等の把握【再掲⇒5-2-1)】【総務部】
【再掲のため記載省略】

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止、異常濁水等により用水の供給の途絶
1. 避難場所・避難所の指定・整備【再掲⇒1-1-1)】【総務部、健康福祉部、経済文化部、教育部】
【再掲のため記載省略】
2. 建築物等の耐震化の促進【再掲⇒1-1-13)】【建設部、各関係部】
【再掲のため記載省略】
3. 学校の防災拠点化の推進【再掲⇒1-2-2)】【総務部、指導部、教育部】
【再掲のため記載省略】
4. 上水道施設の耐震性の強化【再掲⇒2-1-3)】【上下水道局】
【再掲のため記載省略】
5. 給水に関する広域応援体制の整備【再掲⇒2-1-4)】【上下水道局】
【再掲のため記載省略】

6-3) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
1. 公共下水道事業(污水处理、老朽化対策など)の実施【上下水道局】
生活基盤の機能を維持・強化するとともに、災害時に下水道の有すべき機能を維持するため、下水道施設等の老朽化対策などに取り組む必要がある。
2. 建築物等の耐震化の促進【再掲⇒1-1-13)】【建設部、各関係部】
【再掲のため記載省略】
3. 広域避難場所機能の強化【再掲⇒2-1-16)】【総務部、建設部、企画部、経済文化部】
【再掲のため記載省略】
4. 防災拠点の整備【再掲⇒2-1-17)】【建設部、総務部、教育部】
【再掲のため記載省略】

5. 下水道施設の耐震性、液状化対策の強化及びバックアップ施設の整備【再掲⇒2-6-3)】【上下水道局】
【再掲のため記載省略】
6. マンホールトイレの整備【再掲⇒2-6-4)】【上下水道局】
【再掲のため記載省略】

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態
1. 密集した既成市街地等、防災上危険な市街地の解消【再掲⇒1-1-6)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
2. 緑地の保全【再掲⇒1-1-10)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
3. 建築物等の耐震化の促進【再掲⇒1-1-13)】【建設部、各関係部】
【再掲のため記載省略】
4. 地すべりの防止【再掲⇒1-1-34)】【総務部、建設部】
【再掲のため記載省略】
5. 急傾斜地崩壊の対策【再掲⇒1-1-35)】【総務部、建設部】
【再掲のため記載省略】
6. 無電柱化の促進【再掲⇒2-1-19)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
7. 緊急輸送道路の整備【再掲⇒2-1-22)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
8. 重要道路啓開のための体制整備【再掲⇒2-1-23)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
9. 防災上重要な道路の整備【再掲⇒2-2-1)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
10. 道路施設の整備【再掲⇒2-2-2)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
11. 緊急輸送道路ネットワークの形成【再掲⇒2-2-3)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
12. 道路、河川・水路等における障害物の除去【再掲⇒2-2-4)】【建設部、上下水道局、経済文化部】
【再掲のため記載省略】
13. 漁港の整備【再掲⇒5-1-5)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】
14. 漁港の応急復旧体制の確保【再掲⇒5-1-6)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】

6-5) 東部海浜地区における交通インフラの損壊による孤立地域の発生
1. 避難場所・避難所の指定・整備【再掲⇒1-1-1)】【総務部、健康福祉部、経済文化部、教育部】
【再掲のため記載省略】
2. 公園の整備【再掲⇒1-1-9)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
3. 防火、準防火地域の指定【再掲⇒1-1-12)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
4. 建築物等の耐震化の促進【再掲⇒1-1-13)】【建設部、各関係部】
【再掲のため記載省略】
5. 防災保安教育の実施【再掲⇒1-1-23)】【消防本部】
【再掲のため記載省略】
6. 各種防災教育の実施【再掲⇒1-1-27)】【総務部、消防本部】
【再掲のため記載省略】
7. 救出救助対策の充実【再掲⇒1-1-38)】【総務部、消防本部】
【再掲のため記載省略】
8. 雨水による浸水対策【再掲⇒1-2-3)】【上下水道局】
【再掲のため記載省略】
9. 上水道施設の耐震性の強化【再掲⇒2-1-3)】【上下水道局】
【再掲のため記載省略】
10. 無電柱化の促進【再掲⇒2-1-19)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
11. 緊急輸送道路の整備【再掲⇒2-1-22)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
12. 防災上重要な道路の整備【再掲⇒2-2-1)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
13. 道路施設の整備【再掲⇒2-2-2)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
14. 緊急輸送道路ネットワークの形成【再掲⇒2-2-3)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
15. 下水道施設の耐震性、液状化対策の強化及びバックアップ施設の整備【再掲⇒2-6-3)】【上下水道局】
【再掲のため記載省略】
16. マンホールトイレの整備【再掲⇒2-6-4)】【上下水道局】

【再掲のため記載省略】

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) 市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
1. 広報広聴体制の充実【健康福祉部、企画部、総務部】 被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。そこで以下の体制を早急に整備していくものとする。 ・緊急時におけるプレスルームの整備 ・インターネットを通じた情報発信に関する検討 ・手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ
2. 家屋被害調査の迅速化【建設部、市民部】 家屋被害認定調査担当者の育成、リ災証明業務実施体制の整備、他市町村や関係団体との応援協定の締結等に努める。
3. 空家等の適切な管理の促進【建設部】 市内の空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等については、沖縄市空家等対策推進計画に基づき対策を実施し、必要な場合は緊急安全措置を行う。
4. 建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備【建設部】 建築物の地震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、市民等の安全を確保するため、被災建築物、被災宅地の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。
5. 密集した既成市街地等、防災上危険な市街地の解消【再掲⇒1-1-6)】【建設部】 【再掲のため記載省略】
6. 緑地の保全【再掲⇒1-1-10)】【建設部】 【再掲のため記載省略】
7. 防火、準防火地域の指定【再掲⇒1-1-12)】【建設部】 【再掲のため記載省略】
8. 建築物等の耐震化の促進【再掲⇒1-1-13)】【建設部、各関係部】 【再掲のため記載省略】
9. 建築物の不燃化の推進【再掲⇒1-1-20)】【消防本部】 【再掲のため記載省略】
10. 危険物製造所等に対する指導【再掲⇒1-1-21)】【消防本部】

【再掲のため記載省略】
11. 危険物運搬車両に対する指導【再掲⇒1-1-22)】【消防本部】
【再掲のため記載省略】
12. 防災保安教育の実施【再掲⇒1-1-23)】【消防本部】
【再掲のため記載省略】
13. 危険物製造所等の予防対策【再掲⇒1-1-24)】【消防本部】
【再掲のため記載省略】
14. 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策【再掲⇒1-1-25)】【消防本部】
【再掲のため記載省略】
15. 地震に強い消防水利の確保【再掲⇒1-1-33)】【消防本部】
【再掲のため記載省略】
16. 無電柱化の促進【再掲⇒2-1-19)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
17. 緊急輸送道路の整備【再掲⇒2-1-22)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
18. 重要道路啓開のための体制整備【再掲⇒2-1-23)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
19. 早期のり災証明の交付体制の確立【再掲⇒2-1-27)】【市民部、消防本部、経済文化 部】
【再掲のため記載省略】
20. 道路、河川・水路等における障害物の除去【再掲⇒2-2-4)】【建設部、上下水道局、経 済文化部】
【再掲のため記載省略】

7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生
1. 事業者における防災対策の強化【再掲⇒1-1-5)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】
2. 漁港の整備【再掲⇒5-1-5)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】
3. 漁港の応急復旧体制の確保【再掲⇒5-1-6)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】

7-3) 防災施設、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
1. 建築物等の耐震化の促進【再掲⇒1-1-13)】【建設部、各関係部】
【再掲のため記載省略】
2. 農地防災の促進【再掲⇒1-4-1)】【経済文化部】

【再掲のため記載省略】
3. 広報広聴体制の充実【再掲⇒7-1-1)】【健康福祉部、企画部、総務部】
【再掲のため記載省略】
4. 建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備【再掲⇒7-1-4)】【建設部】
【再掲のため記載省略】

7-4) 有害物質の大規模拡散・流出
1. アスベスト飛散防止対策【建設部】
災害時における倒壊建築物からのアスベスト飛散防止を図るため、平成 18 年以前に建設された建築物の所有者等に対し、アスベスト飛散防止対策について周知するとともに、アスベスト含有調査及び飛散防止工事を促進する。
2. 事業者における防災対策の強化【再掲⇒1-1-5)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】
3. 危険物製造所等に対する指導【再掲⇒1-1-21)】【消防本部】
【再掲のため記載省略】
4. 危険物運搬車両に対する指導【再掲⇒1-1-22)】【消防本部】
【再掲のため記載省略】
5. 防災保安教育の実施【再掲⇒1-1-23)】【消防本部】
【再掲のため記載省略】
6. 危険物製造所等の予防対策【再掲⇒1-1-24)】【消防本部】
【再掲のため記載省略】
7. 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策【再掲⇒1-1-25)】【消防本部】
【再掲のため記載省略】

7-5) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
1. 林野火災対策の推進【再掲⇒1-1-28)】【消防本部、経済文化部】
【再掲のため記載省略】
2. 農地防災の促進【再掲⇒1-4-1)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】
3. 農業・林業・漁業者への融資対策【再掲⇒2-1-21)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】
4. 農作物応急対策【再掲⇒5-1-7)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】
5. 家畜応急対策【再掲⇒5-1-8)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】
6. 水産物応急対策【再掲⇒5-1-9)】【経済文化部】

【再掲のため記載省略】
7. 漁船漁具応急対策【再掲⇒5-1-10)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】

7-6) 風評被害等による観光客の大幅な減少等に伴う地域経済等への甚大な影響
1. 農業・林業・漁業者への融資対策【再掲⇒2-1-21)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】
2. 農作物応急対策【再掲⇒5-1-7)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】
3. 家畜応急対策【再掲⇒5-1-8)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】
4. 水産物応急対策【再掲⇒5-1-9)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】
5. 漁船漁具応急対策【再掲⇒5-1-10)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】
6. 広報広聴体制の充実【再掲⇒7-1-1)】【健康福祉部、企画部、総務部】
【再掲のため記載省略】

7-7) 災害時、米軍基地、自衛隊基地内の施設への被害の発生により、基地外への二次災害の発生
1. 基地内状況の確認方法の確保【企画部】
災害時の市内各基地における被災状況の確認及び二次災害への対応を行うための連絡体制を明確にしておく。

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
1. 災害廃棄物処理計画の策定【市民部】
国の災害廃棄物対策指針(平成 30 年3月)及び沖縄県災害廃棄物処理計画(平成 29 年3月)を踏まえ、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法を具体化した災害廃棄物処理計画の策定に努める。
2. 災害廃棄物の迅速な処理【市民部】
災害発生時に排出される多量の廃棄物を速やかに処理するため、国が策定した「災害廃棄物対策指針(平成 30 年3月)」及び「沖縄県災害廃棄物処理計画(平成 29 年3月)」

に基づき、災害廃棄物処理計画を策定するとともに、処理体制を速やかに確保する。
災害廃棄物の処理は、原則として本市の廃棄物処理施設において処理するが、必要に応じ環境保全上支障のない方法で行う。

3. がれき処理方法の確立【市民部】

必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、分別、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。

また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

1. ボランティア意識の醸成【健康福祉部、指導部】

ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものはなく、市は、学校教育に積極的に取り入れていく。

市及び市社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践へのきっかけづくりを図るものとする。

2. ボランティアの育成・支援対策【健康福祉部、沖縄市赤十字奉仕団、沖縄市女性防火クラブ】

ボランティアが効果的な活動を実施するには、被災地内ボランティアが必要であり、市及び市社会福祉協議会は日常から地域ボランティアの育成に努めるものとする。

また、専門ボランティアの確保のため、平時より専門的な資格や技能を有する者の把握に努める。

さらに、沖縄市赤十字奉仕団および沖縄市女性防火クラブにおいては、自治会防災訓練等に参加するほか、小学校・イベント等での炊き出し訓練を行い、子ども達等の防災意識の向上に努める。

3. ボランティアニーズの把握および受入体制の整備【健康福祉部】

災害対策本部の各部が調査したボランティアニーズについてちゅいしいじい班にて取りまとめる。

市社会福祉協議会、日本赤十字社、他関係機関と連携をとりながらボランティア活動が円滑に実施されるよう、受入体制を整備する。さらに受入れに際しては、高齢者介護や、外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮されるとともに、その活動拠点の提供等支援に努めるものとする。

ボランティアの受入れ事務(受付、活動調整、現地誘導等)には、地域のボランティアや住民組織に人員を派遣し実施する。

4. ボランティア活動の支援【健康福祉部】
市、市社会福祉協議会等は、ボランティアの活動支援として、以下の対策について実施する。
・設備機器の提供
・情報の提供
・ボランティア保険
・支援物資の募集 等
5. 防災拠点の整備【再掲⇒2-1-17)】【建設部、総務部、教育部】
【再掲のため記載省略】
6. 無電柱化の促進【再掲⇒2-1-19)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
7. 緊急輸送道路の整備【再掲⇒2-1-22)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
8. 重要道路啓開のための体制整備【再掲⇒2-1-23)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
9. 道路施設の整備【再掲⇒2-2-2)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
10. 緊急輸送道路ネットワークの形成【再掲⇒2-2-3)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
11. 道路、河川・水路等における障害物の除去【再掲⇒2-2-4)】【建設部、上下水道局、経済文化部】
【再掲のため記載省略】
12. 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ【再掲⇒2-3-1)】【総務部、建設部、教育部】
【再掲のため記載省略】
13. 市内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結【再掲⇒2-3-3)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】
14. 消防職員の充実【再掲⇒2-3-5)】【消防本部】
【再掲のため記載省略】
15. 消防団員の充実【再掲⇒2-3-6)】【消防本部】
【再掲のため記載省略】
16. 在日米軍との協力体制の充実【再掲⇒2-3-7)】【消防本部】
【再掲のため記載省略】
17. 専門ボランティアとの連携体制の充実【再掲⇒2-3-9)】【教育部】
【再掲のため記載省略】
18. 市町村間の相互応援協力協定締結の推進【再掲⇒2-3-10)】【総務部】

【再掲のため記載省略】
19. 自衛隊との連携の充実【再掲⇒2-3-11)】【総務部】
【再掲のため記載省略】
20. 応援・受援の備えの推進【再掲⇒2-3-12)】【総務部】
【再掲のため記載省略】
21. 広報広聴体制の充実【再掲⇒7-1-1)】【健康福祉部、企画部、総務部】
【再掲のため記載省略】

8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
1. 社会教育施設等の応急修理【教育部】
中央公民館等施設の管理者は、被害状況の把握に努めるとともに、被災した施設等の応急修理を速やかに実施する。
2. 学校給食対策の実施【指導部】
学校給食、あるいは学校給食に準じたものの提供が必要な場合は、状況に応じて関係機関と協議のうえ実施に努める。
3. 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置【建設部】
地震・津波被害想定による被災戸数から仮設住宅の必要量を算定し、建設候補地をリストアップしておく。
また、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。
4. 文化財の保護【教育部】
文化財の所有者等は、文化財に被害が発生した場合に、被害状況を速やかに調査し、その結果を報告する。
5. り災児童・生徒の保健管理【指導部】
り災児童・生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。
6. 応急教育対策の実施【教育部、指導部】
発災時の休校措置、学校施設の確保、教育職員の確保の要請等が迅速に実施されるよう努める。
7. ボランティア意識の醸成【再掲⇒8-2-1)】【健康福祉部、指導部】
【再掲のため記載省略】
8. ボランティアの育成・支援対策【再掲⇒8-2-2)】【健康福祉部】
【再掲のため記載省略】
9. ボランティアニーズの把握および受入体制の整備【再掲⇒8-2-3)】【健康福祉部】
【再掲のため記載省略】
10. ボランティア活動の支援【再掲⇒8-2-4)】【健康福祉部】
【再掲のため記載省略】

8-4) 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
1. 事業者における防災対策の強化【再掲⇒1-1-5)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】
2. 土地の新規開発に伴う指導の実施【再掲⇒1-1-7)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
3. 地盤情報等の周知・広報【再掲⇒1-1-11)】【総務部】
【再掲のため記載省略】
4. 建築物等の耐震化の促進【再掲⇒1-1-13)】【建設部、各関係部】
【再掲のため記載省略】
5. 産業用地等の新規開発における地盤改良【再掲⇒1-1-15)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
6. 医療機関、消防・警察署等の立地の適正化【再掲⇒2-1-1)】【健康福祉部、消防本部】
【再掲のため記載省略】
7. 漁港の整備【再掲⇒5-1-5)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】
8. 漁港の応急復旧体制の確保【再掲⇒5-1-6)】【経済文化部】
【再掲のため記載省略】

8-5) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
1. 津波の浸水想定公表【再掲⇒1-1-3)】【総務部】
【再掲のため記載省略】
2. 防災の観点を取り入れた都市計画行政の推進【再掲⇒1-1-4)】【建設部、総務部】
【再掲のため記載省略】
3. 土地の新規開発に伴う指導の実施【再掲⇒1-1-7)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
4. 地盤情報等の周知・広報【再掲⇒1-1-11)】【総務部】
【再掲のため記載省略】
5. 産業用地等の新規開発における地盤改良【再掲⇒1-1-15)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
6. 港湾・漁港の後背地を防護するための堤防・胸壁の整備【再掲⇒1-1-16)】【建設部】
【再掲のため記載省略】
7. 河川護岸の災害防止事業として、県へ事業要請【再掲⇒1-2-1)】【上下水道局】
【再掲のため記載省略】